

No.	県名	条例の名称	A 首長の裁量権の条項	B 許可取消しの要件	C 使用権の消滅規定	D 無縫改葬に関する条項	E 使用料等の返付	F 剽則	G 特異な条項
213	兵庫県	○○市墓園の設置及び管理に関する条例	6 II 市長は、墓地の管理上必要な限度に於いて、前項の許可(使用許可)に条件を付することができる。 25 市長は、当初使用料、年間使用料及び手数料を減免することができる。	22(1)偽りその他不正の手段により使用許可その他のこの条例の規定による許可を受けたとき (2)使用許可を受けた目的に違反して墓地を使用したとき (3)使用許可の条件に違反したとき (4)第12条第4項の規定に違反したとき (5)年間使用料を算定して5年分以上滞納したとき (6)法令、この条例若しくはこの条例に基づく規則の規定又はこの条例に基づく処分に違反したとき	24 II 墓地の使用権は、市長が、墓地、埋葬等に関する法律第5条に規定する改葬の許可を受けた時に消滅する。	24 市長は、次のいずれかに該当するときは、墓地、埋葬等に関する法律第5条に規定する改葬の許可を受けた時に消滅する。 (1)許可使用者が死亡した日から起算して5年を経過しても、第18条第2項の規定による承継の申出がないとき (2)許可使用者が住所不明となり10年を経過したとき 24 III 市長は、改葬許可を受けたときは、速やかに、一定の場所に、その墓地の墳墓に埋葬された骨を改葬し、又は当該墳墓の他の物件を移転するものとする。 (1)許可使用者が墓地の使用を辞退する旨市長に申し出たとき (2)許可使用者が、同項に規定する行為に着手せず、当該墓地を返還したとき (3)条例第23条第4項の規定に基づき、許可使用者が使用墓地を返還したとき (4)天災地変その他避けることのできない理由により墓地を使用することができなくなったとき 規則第22条 条例第25条第2項ただし書の規定で定める特別の理由は、次のとおりとする。 (1)使用予定者が墓地の使用を辞退する旨市長に申し出たとき (2)許可使用者が、同項に規定する行為に着手せず、当該墓地を返還したとき (3)条例第23条第4項の規定に基づき、許可使用者が使用墓地を返還したとき (4)天災地変その他避けることのできない理由により墓地を使用することができなくなったとき 規則第22 II 当初使用料の還付額は、当該各号に定めるところによる。 (1)前項第1号又は第3号に該当するとき既納の当初使用料の全額 (2)前項第2号に該当するとき 既納の当初使用料の2分の1に相当する額 (3)前項第4号に該当するとき その都度市長が定める額	25 II 既納の当初使用料等は、還付しない。当該当初使用料等の内当初使用料及び年間使用料に限り、規則で定める特別の理由があると認めるときは、この限りでない。 規則第22条 条例第25条第2項ただし書の規定で定める特別の理由は、次のとおりとする。 (1)使用予定者が墓地の使用を辞退する旨市長に申し出たとき (2)許可使用者が、同項に規定する行為に着手せず、当該墓地を返還したとき (3)条例第23条第4項の規定に基づき、許可使用者が使用墓地を返還したとき (4)天災地変その他避けることのできない理由により墓地を使用することができなくなったとき 規則第22 II 当初使用料の還付額は、当該各号に定めるところによる。 (1)前項第1号又は第3号に該当するとき既納の当初使用料の全額 (2)前項第2号に該当するとき 既納の当初使用料の2分の1に相当する額 (3)前項第4号に該当するとき その都度市長が定める額	24 II 墓地の使用権は、市長が、墓地、埋葬等に関する法律第5条に規定する改葬の許可を受けた時に消滅する。	
214	兵庫県	○○市墓園条例	4 II 市長は、墓園の使用者に対し使用場所の設備及び維持について、管理上必要な措置を命ずることができる。 7 V 市長は、特別の理由があると認めるときは、その申請により使用料及び管理料を3割以内において減額することができる。 13 事業執行上やむを得ない事由があるときは、市長は、使用場所の全部又は一部につき移転又は返還を命ずることができる。 13 II 市長の定めるところにより移転料を補償するほか、換地を交付し、又は既納の使用料を返付する。	14(1)許可を受けた目的以外に墓園を使用したとき (2)市長の許可なく使用権を譲渡し、又は使用場所を転貸したとき (3)他人に譲渡する目的をもって使用権を得たと認められるとき (4)市長の命じた使用場所の施設の維持及び保護をさかず放任のまま5年を経過したとき (5)許可を受けた日から目的の使用設備を設けない2年を経過したとき (6)法令又はこの条例若しくはこれに基づく規則及び指示に違反したとき	15 次の各号に該当するときは、墓園の使用権は消滅する。 (1)使用者が死亡し、相続人又は親族若しくは緑故者から5年以内に使用承継の申出がないとき (2)使用者である法人が解散したとき (3)使用者が住所不明となり10年を経過したとき	16 前条第1号及び第2号の理由が発生した日から5年を経過し、又は第3号に該当したときは、市長は、その墳墓又は碑石、形像類等を一定の場所に改葬又は移転することができる。 16 III 改葬又は移転後10年を経過したときは、市長は無縫として処理することができる。	9 既納の使用料及び管理料は、還付しない。使用許可後5年内における返還において、市長が相当の事由があると認めるときに限り、既納の使用料及び管理料の半額を還付する。	18 次の各号に該当する者に対して、2,000円以下の過料を科する。 (1)第14条第1項第1号より第3号及び第6号の規定に該当する者 (2)市長の許可を得ず墓園を使用した者	
215	兵庫県	○○市墓園の設置及び管理に関する条例	8 市長は、管理上必要と認めるときは、使用者又は使用承継者に対し、別表第1のとおり使用についての制限又は条件を付するものとする。 13 市長が認めるときは、使用料を減免することができる。	14(1)許可を受けた目的以外に使用したとき (2)使用権を譲渡し、又は転貸したとき (3)条例又はこれに基づく規則及び指示に違反したとき	16 次に該当するときは、墓園の使用権は消滅する。 (1)使用者又は使用承継者が死亡し、相続人又は親族若しくは緑故者から5年以内に使用承継の申出がないとき (2)使用者である法人が解散したとき	16 II 前項の規定により、使用者が消滅した場合、市長は、その碑石又は形像類を一定の場所に改葬し、又は移転することができる。	17 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、既納使用料を還付することができる。 (1)使用許可を受けた後、墓園を使用せず6ヶ月以内に当該墓地を他の区画の墓園に変更しようとする場合は、既納使用料の7割相当額 (2)使用許可を受けた後、3年内に墓園を返還した場合は、既納使用料の5割相当額		
216	兵庫県	○○市墓園使用条例	2 III 本市又は本市外に住所を有する法人等に対しても市長が必要と認めるときは、使用を許可することができる。 12 市長は、墓園の使用者に対し、使用場所の設備及び維持について、管理上必要な措置を命ずることができる。 12 II 市長は、墓園内の工作物その他の施設について、必要な制限を設けることができる。	14(1)許可を受けた目的以外に墓園を使用したとき (2)市長の許可なく使用権を譲渡し、又は使用場所を転貸したとき (3)他人に譲渡する目的をもって使用権を取得したと認められたとき (4)市長の命じた使用場所の施設の維持管理をせず、放任のまま5年を経過したとき (5)許可を受けた後、目的の使用設備を設けず、1年を経過したとき (6)法令又はこの条例若しくはこれに基づく規則及び指示に違反したとき	17 次の各号に該当するときは、墓園の使用権は消滅する。 (1)使用者が死亡し、相続人又は親族若しくは緑故者から5年以内に使用承継の申出がないとき (2)使用者である法人が解散したとき (3)使用者が住所不明となり10年を経過したとき	18 前条第1号及び第2号の事由が発生した日から5年を経過し、又は第3号に該当したときは、市長は墳墓又は塔堂、碑石若しくは形像類等を一定の場所に改葬又は移転することができる。 18 III 改葬又は移転後20年を経過したときは、市長は、無縫として処置することができる。	10 既納の使用料及び維持費は、還付しない。ただし、墓園の使用を許可した日から3年以内に使用場所の全部を改葬したときは、第14条の規定に基づく使用許可の取り消しによる場合を除き、使用料の7割相当額を還付する。	21 この条例に違反した行為があったときは、5万円以下の過料を科する。	2 III 本市又は本市外に住所を有する法人等に対しても市長が必要と認めるときは、使用を許可することができる。
218	兵庫県	○○市日光山墓園の設置及び管理に関する条例	8 市長は、墳墓について必要な制限を設けることができる。	14(1)墳墓の用に供する目的以外に使用墓地を使用したとき (2)使用権を譲渡し、又は使用場所を転貸したとき (3)使用権を譲渡する目的をもって使用権を得たと認められたとき (4)使用墓地又は墳墓の維持管理をしないで放任のまま5年を経過したとき (5)偽りその他不正の手段により使用料又は管理料の徴収を免れたとき (6)法令又はこの条例若しくはこれに基づく規則に違反し、又は市長の指示に従わないとき	16 次の各号に該当するときは、使用権は、消滅する。 (1)使用者が死亡し、祭祀を主宰する相続人等がないとき (2)使用者が死亡してから5年を経過しても祭祀を主宰する相続人等から使用承継の届出がないとき (3)使用者が住所不明となり10年を経過したとき	17 II 市長は、前項の規定による移転又は改葬後10年を経過したときは、無縫として処置することができる。 規則第10条 既納の使用料又は管理料の還付ができるのは、次に掲げるところである。 (1)条例第12条の規定により墓地を返還させたとき 既納の使用料及び管理料の全額 (2)使用者が、使用墓地を条例第13条の規定により返還したとき 既納の使用料の半額			

No.	県名	条例の名称	A 首長の裁量権の条項	B 許可取消しの要件	C 使用権の消滅規定	D 無縁改葬に関する条項	E 使用料等の還付	F 罰則	G 特異な条項
219	兵庫県	○○市高山墓園条例	7 市長は、使用者に対し管理上必要と認めるときは、使用場所並びに工作物その他の施設に制限又は条件をつけることができる。 13 事業執行上やむを得ない事由があるときは、市長は、使用場所の全部又は一部につき移転又は返還を命ずることができる。	14(1)許可を受けた目的以外の墓所を使用したとき (2)市長の許可なく使用権を譲渡し、又は使用場所を転貸したとき (3)他人に譲渡する目的をもって使用許可を得たと認められるとき (4)市長の命じた使用場所の施設の維持及び保護をなさず放任のまま3年を経過したとき (5)法令又はこの条例若しくはこれに基づく規則及び指示に違反したとき	15 次の各号に該当したときは、墓所の使用権は消滅する。 (1)使用者が死亡し、相続人等から3年以内に使用権の承継の申出がないとき (2)使用者が住所不明となり7年を経過したとき	16 市長は、前条の規定により使用権が消滅したときは、当該墓所の墳墓を一定の場所に改葬又は移転する。 16Ⅱ 改葬又は移転後5年を経過したときは、市長は、無縁として処理することができる。	17 既納の使用料及び管理料は、還付しない。使用許可を受けた墓所を第12条の規定により返還した場合には、規則の定めるところにより使用料及び管理料を還付する。 規則第13条	18 次の各号に該当する者に対しては、10,000円以下の過料を科する。 (1)第4条の規定に違反して墓所を使用した者 (2)許可を受けないで墓所を使用した者 (3)使用権を他人に譲渡し、又は転貸した者	
220	兵庫県	○○市公営墓地条例	10 市長は、使用料及び管理料を減額し、又は免除することができる。 15 市長は、必要があると認める場合は、利用場所の指定、移転又は返還を命ずることができる。	17(1)法令又はこの条例若しくはこれに基づく規則の規定に違反したとき (2)利用許可の申請に偽りがあったとき (3)利用料の制限に従わないとき (4)所定の使用料及び管理料を納付しないとき (5)偽りその他不正な手段により使用料及び管理料の徴収を免れたとき (6)市長の命じた利用場所の維持及び保護をしないで放置し、3年を経過したとき (7)利用者が住所不明となり、5年を経過したとき (8)その他公営墓地の管理に関する市長の指示に従わないとき			11 既納の使用料及び管理料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認める場合は、この限りでない。 管理規則第8条 還付の額は、次に定めるところによる。 (1)誤納又は過納した場合 当該誤納又は過納に係る額 (2)利用許可の日から3年以内に未利用で返還した場合 既納の使用料の半額 (3)利用許可の日から3年を超えて5年以内に未利用で返還した場合 既納の使用料の3割相当額		
222	兵庫県	○○市霊園管理条例	8 市長は、管理上必要と認めるときは、使用者に対し、使用場所並びに工作物その他の施設に制限又は条件をつけ、若しくは必要な設備その他の費用を負担させることができる。 11 市長においては、使用料を減免することができる。 16 市長は、事業執行上必要があると認めるときは、使用場所又は所在物件を移転又は返還させることができる。 16Ⅱ 市長は換地及び必要な経費を交付する。	17(1)許可を受けた目的以外に使用したとき (2)使用権を譲渡し、又は使用場所を転貸したとき (3)他人に譲渡する目的をもって使用許可を得たと認められるとき (4)市長の命じた使用場所の施設の維持及び保護をしないで放任のまま3年を経過したとき (5)許可を受けた日から使用設備をしないで5年を経過したとき (6)偽りその他不正な手段により使用料の徴収をまぬがれたとき (7)法令又はこの条例若しくは規則または指示に違反したとき	18 次の各号に該当するときは、霊域の使用権は消滅する。 (1)使用者が死亡し、相続人又は親族若しくは縁故者から5年以内に使用承継の申出がないとき (2)使用者が住所不明となり、10年を経過したとき	19 前条の理由が発生したときは、市長は、その墓石、碑石又は形象類を一定の場所に改葬又は移転することができる。 19Ⅱ 前項の規定による改葬又は移転後5年を経過したときは、市長は無縁として処理することができる。	20 既納の使用料等は還付しない。ただし、使用者が使用許可を受けた後3年以内に使用区画を返還したときは、既納使用料及び維持費の半額を還付することがある。		
225	兵庫県	○○市公園墓地の設置及び管理に関する条例	10 市長は、使用者に対し、使用場所並びに工作物その他の施設に制限又は条件をつけ、若しくは必要な設備その他の費用を負担させることができる。 13 市長は、使用料を減免することができる。 17 市長は、必要があると認めるときは、使用場所又は所在物件を移転又は返還させることができる。 17Ⅱ 市長は、換地及び必要な経費を交付する。	18(1)許可を受けた目的以外に使用したとき (2)使用権を譲渡し、又は使用場所を転貸したとき (3)他人に譲渡する目的をもって使用許可を得たと認められるとき (4)市長の命じた使用場所の施設の維持及び保護をしないで放任のまま3年を経過したとき (5)許可を受けた日から使用設備をしないで5年を経過したとき (6)法令又はこの条例若しくは規則または指示に違反したとき	19 次の各号に該当するときは、霊域の使用権は消滅する。 (1)使用者が死亡し、相続人又は親族若しくは縁故者から5年以内に使用承継の申出がないとき (2)使用者が住所不明となり、10年を経過したとき	20 前条の事由が発生したときは、市長は、その墓石、碑石又は形象類を一定の場所に改葬又は移転することができる。 20Ⅱ 前項の規定による改葬又は移転後5年を経過したときは、市長は無縁として処理することができる。	21 既納の使用料等は還付しない。ただし、使用許可を受けた霊域を第16条の規定により返還した場合には、規則に定めるところにより既に納付した使用料を還付することができる。 規則第16条の2 使用料の還付は別表2のとおりとする。 別表2		
							(使用料を受けた日から3年内に墓石を立てる場合) 使用料の100分の50 (使用料を受けた日から3年を経て5年以内に墓石を立てる場合) 使用料の100分の30 (使用料を受けた日から5年を経て10年以内に墓石を立てる場合) 使用料の100分の10 (5年以内に墓石を立てる場合)		
226	兵庫県	○○市墓地条例	6 市長は、使用料を減免することができる。	9(1)許可を受けた目的以外に使用したとき (2)使用権を第三者に譲渡し、又は使用場所を転貸したとき (3)所定の使用料を納付しないとき (4)使用者が住所不明となり、5年を経過したとき (5)法令又はこの条例若しくはこれに基づく規則に違反し、又は市長の指示に従わないとき			5 既納の使用料は、市長が特に認める場合のほかは還付しないものとする。		
227	兵庫県	○○市営墓地の設置及び管理条例		11(1)許可を受けた目的以外に使用したとき (2)使用権を譲渡し、又は転貸したとき (3)この条例又はこれに基づく規則及び指示に違反したとき	12 使用者が死亡し、その死亡した日から5年以内に相続人又は縁故者から使用権承継の申請がないときは、霊域の使用権は消滅する。	12Ⅱ 前項の規定により使用権が消滅したときは、市長は、その碑石又は形象類を一定の場所に改葬又は移転することができる。	13 既納の使用料は還付しない。次の各号のいずれかに該当するときは、既納使用料の還付を受けることができる。 (1)霊域を使用せず、許可のあった日から6箇月以内に他の区画の霊域の使用許可を得たため霊域を返還する場合 既納使用料の9割相当額 (2)霊域を使用せず、許可のあった日から3年以内に霊域を返還した場合 既納使用料の5割相当額 (3)霊域を使用せず、許可のあった日から3年を超えて20年以内に霊域を返還した場合 既納使用料の2割相当額		

No.	県名	条例の名称	A 首長の裁量権の条項	B 許可取消しの要件	C 使用権の消滅規定	D 無縁改葬に関する条項	E 使用料等の返付	F 罰則	G 特異な条項
228	兵庫県	○○市霊園条例	8 市長は、管理上必要と認めるときは、使用者又は使用承継者に対し、使用についての制限又は条件を付すことができる。 13 市長は、使用料を減額し、又は免除することができる。	14(1)許可を受けた目的以外に使用したとき (2)使用権を譲渡し、又は転貸したとき (3)条例又はこれに基づく規則及び指示に違反したとき	16 次の各号に該当するときは、墓地の使用権は消滅する。 (1)使用者又は使用承継者が死亡し、相続人又は親族若しくは縁故者から3年以内に使用承継の申出がないとき (2)使用者又は使用承継者が住所不明となり、10年を経過したとき	16Ⅰ前項の規定により使用権が消滅したときは、市長は、その碑石、形像類を一定の場所に改葬し、又は移転することができる。 (1)使用許可を受けた後、墓地を使用せず、1年以内に墓地を返還した場合 既納使用料の9割相当額 (2)使用許可を受けた後、3年内に墓地を返還した場合 既納使用料の5割相当額	17 既納の使用料は、返付しない。ただし、当該各号に定める額の既納使用料を返付することができる。 (1)使用許可を受けた後、墓地を使用せず、1年以内に墓地を返還した場合 既納使用料の9割相当額 (2)使用許可を受けた後、3年内に墓地を返還した場合 既納使用料の5割相当額		
232	奈良県	○○市墓園条例	12 市長は、管理料及び手数料を減免することができる。 33 市長は、必要と認めた場合は、使用者に使用場所を変更させ、又は返還させることができる。	15(1)許可を受けた目的以外に使用したとき (2)偽りその他不正な行為により使用許可を受けたとき (3)使用権を他人に譲渡し、又は転貸したとき (4)5年間管理料を納付しなかったとき (5)法令又はこの条例若しくはこれに基づく規則若しくは使用の許可の条件に違反したとき		17 市長は、第15条の規定により一般墓地の使用権が消滅した場合において、同条第3項の承継の申出がないときは、当該一般墓地に埋葬されている骸骨を会葬式墓地に改葬することができる。	18 一般墓地に係る既納の使用料及び管理料は、返付しない。ただし、第14条又は第33条第1項の規定により一般墓地の返還を受けたときは、一般墓地に係る既納の使用料を別表第2により返付する。 別表第2 第14条の規定による返還 未使用の場合 既納の使用料の6/10 既使用の場合 既納の使用料の2/10 第33条の規定による返還 未使用の場合 既納の使用料の6/10 既使用の場合 既納の使用料の2/10 (宿別安置朝向に限る) 第33条第1項の規定による返還 既納の使用料の10/10		
234	奈良県	○○市靈苑条例	12 市長は、必要があるときは、墓地の改葬又は所在物件の移転を命ずることができる。市長は、利用者にその旨を予告し、替地及び改葬又は移転に要する損失を補償する。	13(1)許可を受けた目的以外に利用したとき (2)利用権を譲渡し、又は転貸したとき (3)許可を受けた日から巻石を設置することなく3年を経過したとき (4)管理費を10年以上納付しなかったとき (5)法令又はこの条例若しくはこれに基づく規則に違反し、又は市長の指示に従わないとき	14 次の各号に該当するときは、墓地利用権の消滅した日から1年を経過したときは、市長は、その壇場及びその他の物件を一定の場所に改葬し、又は移転することができる。 (1)利用者が死亡し、相続人等から利用者に代わって壇場の祭祀を主導する者がないとき (2)利用者が所在不明となり、7年を経過したとき	14Ⅱ墓地利用権の消滅した日から1年を経過したときは、市長は、その壇場及びその他の物件を一定の場所に改葬し、又は移転することができる。 14Ⅲ前項の規定により、改葬し、又は移転したときは、市長は、無縁として処理することができる。	15Ⅱ既納の使用料は、返付しない。ただし、第18条の規定により利用場所の返還を受けたときは、別表第2により算出した金額の使用料を返付する。 別表第2 第18条の規定により利用場所の返還を受けるときの交付 未使用の場合 既納の使用料の6/10 既使用の場合 既納の使用料の2/10		
236	和歌山県	○○市墓園設置及び管理条例	9 市長は、必要があると認める場合は、利用者に利用場所を変更させ、又は返還させることができる。 9Ⅱ市長は当該変更又は返還に係る损失を補償する。 17 市長は、使用料、管理料若しくは手数料を減額し、又は免除することができる。	10(1)許可を受けた目的以外に利用したとき (2)偽りその他不正な行為により使用許可を受けたとき (3)利用権を他人に譲渡し、又は転貸したとき (4)5年間管理料を納付しなかったとき (5)法令又はこの条例若しくはこれに基づく規則に違反したとき	11 墓園の利用権は、骸骨又はこれに準ずるものに埋葬後10年を経過し、利用者が死亡又は所在が不明で、かつ、第8条第1項に規定する承継人がいないときは、消滅する。	11Ⅱ前項の規定により利用権が消滅したときは、市長は、埋葬物を一定の場所に無縁として改葬し、碑石等を撤去することができる。	18 既納の使用料及び管理料は、返付しない。ただし、第9条又は第21条の規定により、壇場の返還を受けたときは、既納の使用料を別表第3により返付する。 別表第3 第9条第1項の規定による返還 既納の使用料の10/10 第21条の規定による返還 未使用の場合 既納の使用料の10分の6 既使用の場合 既納の使用料の10分の4		
237	鳥取県	○○市墓地条例	4Ⅱ市長は、必要があると認めるときは、前項に規定する使用の許可に必要な範囲内で条件を付すことができる。 11Ⅱ前項の規定により使用の許可を取り消されたときは、使用者は直ちにその場所を原状に復して、市長に返還しなければならない。 11Ⅲ使用者が前項の処置を行わなかったときは、市長において原状に復し、その費用は使用者から徴収する。	11(1)使用者が、使用目的以外に使用したとき (2)使用者が、使用権を他に転貸し、転売し、譲渡したとき (3)使用者が、許可を得ないで墓地内に建物その他工作物を設置したとき (4)使用の許可の日から1年以上使用墓地に圍壁等の施設を設けず、放置したとき (5)使用者が死亡し、使用権の承継者若しくは親族または縁故者から5年以内に承継の届出がないとき (6)使用者が住所不明となり、10年を経過したとき			5Ⅲ既納の使用料は返付しない。ただし、市長が特別な理由があると認めるときは、その全部又は一部を返付することができる。 規則に定めなし	12 資料は、各号のいずれかに該当する者にし5万円以下の過料を科する。 (1)許可を受けないで墓地を使用した者 (2)第2条の目的以外に墓地を使用した者 (3)他に転貸し、転売し、又は譲渡した者 (4)建物その他工作物を設置した者	
238	鳥取県	○○市営墓地条例	16 市長は、都市計画事業その他公益上必要があると認めるときは、使用者に対し改葬又は使用地の移転を命じることができる。 16Ⅱ市長は、改葬又は使用地の移転を命じようとするときは、あらかじめ使用者に通知し、代替地を提供しなければならない。 16Ⅲ市長は、その費用を補償するものとする。	15(1)偽りその他不正な手段により使用許可を受けたとき (2)使用許可を受けた目的以外に使用したとき (3)関係法令、この条例又は条例に基づく規則に違反したとき		15Ⅱ使用者は、使用許可の取消を受けたときは、速やかに使用地を原形に復し返還しなければならない。 (1)使用地の使用許可を受けた日から1年以内に返還した場合 既納使用料の全額 (2)使用地の使用余暇を受けた日から3年以内に返還した場合 既納使用料の半額	17 市長は、既納使用料は返付しない。ただし、次の各号に掲げる場合は、返付することができる。 (1)使用地の使用許可を受けた日から1年以内に返還した場合 既納使用料の全額 (2)使用地の使用余暇を受けた日から3年以内に返還した場合 既納使用料の半額	18 市長は、使用許可を受けずに墓地を使用した者に対して、1万円以下の過料を科する。	
239	島根県	○○市靈園条例	18 市長は、特に必要があると認めるときは、使用者に対して改葬又は墓碑等の移転を命じることができる。 18Ⅱ市長は、あらかじめ使用者に通知し、使用すべき他の墓所を指定しなければならない。 18Ⅲ市長は、その費用を補償するものとする。	14(1)許可を受けた使用の目的に違反したとき (2)この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき (3)偽りその他不正な手段により使用の許可を受けたとき (4)靈園の管理上特に必要と認められるとき	16 次の各号に該当するときは、使用権は消滅する。 (1)使用者が7年以上不明で、かつ、使用権の承継がないとき (2)使用者の死亡後2年以内に使用権の承継がないとき	16Ⅱ市長は、前項の規定により使用権が消滅したときは、埋蔵してある骸骨を供養塔に改葬し、及び墓碑等を処分することができる。			

No.	県名	条例の名称	A 首長の裁量権の条項	B 許可取消しの要件	C 使用権の消滅規定	D 無縫改葬に関する条項	E 使用料等の還付	F 罰則	G 特異な条項
240	島根県	○○市営仁摩墓地の設置及び管理に関する条例	6 市長は、使用料の額を減額し、又は免除することができる。					13 許可を受けない墓地を使用した者又は許可条件に違反して墓地を設置した者には、その徵収を免れた金額の5倍に相当する金額(その金額が50,000円を超えないときは50,000とする。)以下の過料を科する。	12 この条例の施行に関する必要な事項は、市長が別に定める。
241	岡山県	○○市墓園条例	4 II 市長は、管理上必要な条件を付すことができる。 12 市長は、必要があると認めたときは、使用者に対し使用場所及び所在物件を移転させることができる。	13(1)第6条第1項又は第2項に違反したとき (2)使用料を指定期日までに納付しないとき (3)管理料を納付しないとき (4)偽りその他不正な手段により使用料又は管理料の徵収を免れたとき (5)法令又はこの条例若しくはこの条例に基づく規則若しくは指示に違反したとき	15 次の各号に該当するときは、墓地の使用許可の効力は消滅する。 (1)使用者が死亡した日から起算して5年を経過してもなお第10条の規定による承継がないとき (2)使用者が行方不明となり10年を経過し、祭祀を継続する者の所在が不明のとき	16 前条の規定により使用許可の効力が消滅したときは、市長は、その墓地を無縫墳墓とし、工作物等を処置し、改葬することができる。	21 第11条の規定に基づいて、墓地を返還した者については、次の各号により既納使用料を還付する。 (1)墓地を使用することなく返還したときの率は、100% (2)使用した墓地を返還したときの率は、50%	24 次の者に対しては、5万円以下の過料を科する。 (1)許可を受けないで墓地を使用した者 (2)第5条の規定に違反して工作物等を墓地内に設置した者 (3)目的以外に墓地を使用した者 (4)使用墓地を他人に譲渡し、又は転貸した者 (5)偽りその他不正な手段により使用料又は管理料の徵収を免れた者	
242	岡山県	○○市相生墓園条例	5 II 市長は、管理上必要な条件を付すことができる。	17(1)偽り又は不正な手段により使用許可を受けたとき (2)許可を受けた目的に違反して使用したとき (3)許可の条件に違反したとき (4)使用的権利を他人に譲渡し、又は転貸したとき (5)使用料等を納付しないとき (6)法令又はこの条例若しくはこの条例に基づく規則に違反したとき	18 次の各号に該当するときは、墓園の使用権は消滅する。 (1)使用者が死亡し、祭祀の承継者がいないとき (2)使用者が住所不明となって7年を経過したとき	19 II 前項の規定により使用権が消滅したときは、墓石その他の所在物件を無縫とし、一定の場所に改葬し、又は移転することができる。	11 既納の使用料及び管理料は還付しない。ただし、市長において特別の理由があると認めたときは、この限りでない。 規則10条	20 次の各号に該当する者は、5万円以下の過料に処する。 (1)目的以外に墓所を使用した者 (2)許可を受けないで墓園を使用した者 (3)墓園の使用権を他人に譲渡し、又は転貸した者 (4)第14条の規定に違反して工作物等を墓所内に設置した者 20 偽りその他不正な行為により使用料又は管理料の徵収を免れた者は、その徵収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料に処する。	
242	岡山県	○○市横島堂談墓地条例	5 III 市長は、墓地の管理上必要な条件を付すことができる。	13(1)偽り又は不正な手段により使用の許可を受けたとき (2)許可を受けた目的に違反して使用したとき (3)使用料及び管理料を納付しないとき (4)この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき	14 墓所の使用権は、使用者が死亡又は住所不明になって7年が経過し、祭祀の承継者がないときは、消滅するものとする。	14 II 前項の規定により使用権が消滅したときは、墓石その他の所在物件を無縫として、一定の場所へ改葬し、又は移転することができる。	9 既納の使用料及び管理料は、還付しない。ただし、市長において特別の理由があると認めたときは、この限りでない。 規則第8条 次の各号に定めるところにより使用料及び管理料の還付を行ふものとする。 (1)墓所を未使用かつ使用許可を得た日から1年未満で返還した場合 使用料 納付の額の3割超過額を還付する。 (2)墓所の使用許可を得た日から1年以上で返還した場合 使用料 還付しない。		
243	岡山県	○○市美星墓園条例	6 市長は、永代使用料等を减免することができる。	11(1)偽りその他不正な手段により墓園の使用許可を受けたことが明らかになったとき (2)法令又はこの条例の規定に違反したとき	13 次の各号に該当するときは、使用許可の効力は消滅する。 (1)使用者が死亡した日から起算して5年を経過してもなお第7条に規定する承継がないとき (2)使用者が住所不明となり10年を経過し、かつ、祭祀の承継をすべきものが明らかでないとき	14 市長は、前条の規定による許可の効力が消滅したときは、その墳墓又は碑石、形象類等を一定の場所に改葬し、又は移転することができる。	5 III 既納の永代使用料は、返還しない。ただし、市長が特別の事由があると認めたときは、その全部又は一部を返還することができる。 規則なし	9 墓園の使用期間は、使用許可の日から永年とする。	
244	岡山県	○○市営墓地条例	4 III 市長は、使用についても制限及び維持管理上必要な条件を付すことができる。 7 市長は、使用料及び管理料を減額し、又は免除することができる。	12(1)偽りその他不正な手段により、墓所の使用許可を受けたことが明らかになったとき (2)墓所を使用目的以外に使用したとき (3)墓所を他人に譲渡し、又は転貸したとき (4)法令又はこの条例若しくはこの条例に基づく規則に違反したとき	14 次の各号に該当するときは、使用許可の効力は消滅する。 (1)使用者が死亡した日から起算して10年を経過してもなお第8条に規定する承継がないとき (2)使用者が住所不明となり10年を経過し、かつ、祭祀の承継をすべきものが明らかでないとき	15 市長は、前条の規定による許可の効力が消滅したときは、その墳墓、墓碑、形象類等を一部を改葬し、又は移転することができる。	6 V 既納の使用料及び管理料は、還付しない。ただし、市長が特別の事由があると認めたときは、その全部又は一部を還付することができる。 規則に定めなし	10 墓所の使用期間は、使用許可の日から永年とする。	

No.	県名	条例の名称	A 首長の裁量権の条項	B 許可取消しの要件	C 使用権の消滅規定	D 無縁改葬に関する条項	E 使用料等の還付	F 罰則	G 特異な条項
246	岡山県	○○市営墓地条例	6 II 市長は、前項の許可について墓所の位置及びその面積を指定し、並びに管理上必要な条件を付すことができる。 16 市長は、使用料を減額し、又は免除することができる。	14(1)墓所を使用目的以外に使用したとき。 (2)墓所の使用権を他人に転貸し、又は譲渡したとき (3)設置の基準に従わないで墓所内に工作物を設置し、なお市長の指示に従わないとき (4)法令又はこの条例に基づく市長の指示に違反したとき	15 墓所の使用権は、次の各号のいずれかに該当する場合は消滅し、市長は、無縁墳墓として処置することができる。 (1)使用者が10年以上不明で、かつ、親族及び縁故者がないと認められるとき (2)使用者が死亡して10年以上経過しても、なお使用権の承継がないとき	16 墓所の使用権は、次の各号のいずれかに該当する場合は消滅し、市長は、無縁墳墓として処置することができる。 (1)使用者が10年以上不明で、かつ、親族及び縁故者がないと認められるとき (2)使用者が死亡して10年以上経過しても、なお使用権の承継がないとき	17 IV既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が適当と認めたときは、未使用の墓所に限り当該墓所使用料の2分の1を還付することができる。		17 墓所の使用期間は、使用許可の日から永年とする。
247	岡山県	○○市吉井墓園設置条例		9(1)偽り、その他不正な手段により墓園の使用許可を受けたことが明らかになったとき (2)法令又はこの条例に基づく規則に違反したとき	10 次の各号に該当するときは、使用許可の効力は消滅する。 (1)使用者が死亡した日から起算して5年を経過しても、なお第5条に規定する承継がないとき (2)使用者が住所不明となり10年を経過し、かつ、祭祀の承継をすべきものが明らかでないとき	11 市長は、前条の規定による許可の効力が消滅したときは、その墳墓、碑石、形像類等を一定の場所に改葬又は移転することができる。	4 III既納の永代使用料は、還付しない。ただし、市長において特別事由があると認めたときは、その全部又は一部を還付することができる。		7 墓地の使用期間は、使用許可の日から永年とする。
249	岡山県	○○市営墓地条例	8 市長は、使用料又は管理料を減額し、又は免除することができる。	17(1)偽り又は不正な手段により使用許可を受けたとき (2)許可を受けた目的に違反して使用したとき (3)許可の条件に違反したとき (4)法令又はこの条例若しくはこの条例に基づく規則に違反したとき	18 次の各号に該当するときは、墓地の使用権は消滅する。 (1)使用者が死亡した日から起算して5年を経過しても、なお第10条に規定する承継がないとき (2)使用者が住所不明となり10年を経過し、かつ、祭祀の承継が明らかでないとき	19 II前項の規定により使用権が消滅したときは、墓所その他の所在物件を無縁とし、市長は、一定の場所に改葬又は移転することができる。	9 既納の使用料は、返還しない。ただし、市長において特別の理由があると認めたときは、この限りでない。 規則12条		
250	広島県	○○市墓地及び納骨堂条例	7 市長は、墓地又は納骨堂の維持管理上必要があると認めたときは、使用者に対し、墓地又は納骨堂の使用について制限又は条件を付すことができる。 9 市長は、必要があると認めたときは、使用地の全部若しくは一部又は使用納骨堂の全部を返還させることができる。 9 II市長は、代替地、代替納骨室若しくは補償料を交付し、又は既納の使用料の全部若しくは一部を還付する。 13 市長は、使用料及び管理料を減免することができる。	10(1)使用者が許可を受けた後1年を経過しても使用しないとき。ただし、墓地にあっては、碑表その他囲障等を設けたときは、この限りでない。 (2)使用者の住所が10年間不明のとき (3)使用者が死亡した日から2年を経過しても祭事を承継する者がないとき (4)使用地又は使用納骨室を転貸したとき (5)使用地又は使用納骨室を転貸したとき (6)法令又はこの条例若しくはこの条例に基づく市長の指示に違反したとき		16 市長は、墓地又は納骨堂の使用許可を取り消したときは、墳墓に埋葬された死体若しくは焼骨又は納骨室内に収蔵された焼骨を一定の場所に改葬することができる。	8 II前項の場合において、墓地に遭つては、その返却が使用許可後2年以内のときは、既納の使用料の半額を還付する。 14 既納の使用料は、第8条第2項及び第9条第2項に定めるものを除くほか、これを還付しない。		
252	広島県	○○市墓地設置及び管理条例	4 II市長は、管理上必要があると認めるときは、前項の許可(使用許可)を行方に当たり条件を付すことができる。 5 II市長は、使用料を減免することができる。			13 市長は、次の各号に該当する場合には、使用許可を取り消し、使用地の全部又は一部について変更又は返還をさせることができる。 (1)公益上必要のあるとき (2)墓地の使用について法令又はこの条例の規定に違反したとき (3)使用者又は使用者の親族若しくは縁故者の所在が不明のとき			
253	広島県	○○市墓地使用条例	7 市長は、使用料を減免することができる。 9 市長は、墓地の管理上必要と認めたときは、使用者に対して6ヶ月以前に予告し、使用地の全部若しくは一部について、変更又は返還を命ずることができる。 9 II市長は、相当の他の墓地を交付し、且つ、移転に要する費用を補償する。	8(1)法令、又は、この条例に違反したとき (2)許可を受けた後2年を経過しても使用しないとき。ただし、碑表その他囲障等を設けたときは、この限りでない。 (3)使用者の住所が不明のまま10年を経過したとき		10 使用許可を受けた墓地が不要になった場合及び第8条第1項の規定により使用許可を取消された場合は、使用者は、これを原形に復して返還しなければならない。 10 II使用者が原形に復しないときは、市において執行し、その費用を賠償せることができる。	11 使用許可後5年以内において使用者が墓地を返還したときは、既納の使用料はこれを還付するものとする。		
254	広島県	○○市墓地設置及び管理条例	6 市の公共事業等のため又は墓地の管理上必要と認めたときは、使用者に対して6ヶ月以前に予告し、使用地の全部又は一部について変更を命ずることができる。 12 市長は、使用料及び管理料を減免することができる。	5(1)この条例に違反したとき (2)許可を受けた後1年を経過しても使用しないとき。ただし、碑表その他囲障等を設けたときは、この限りでない。 (3)使用者の住所が10年間不明のとき (4)使用者が死亡した日から2年を経過しても使用権の継承をする者がないとき (5)使用地を第2条の2以外の目的に使用したとき (6)使用地を転貸したとき		14 市長は、第5条第3号及び第4号の規定により墓地の使用許可を取り消したときは、墳墓に埋葬された死体又は焼骨を一定の場所に改葬することができる。	13 既納の使用料及び管理料は、還付しない。ただし、次の各号に該当する場合には、既納の使用料を還付する。 (1)第6条第3項の規定により墓地の返還があつたときは、既納使用料等相当額 (2)使用許可後1年内において使用者が未使用で墓地を返還したときは、既納使用料等相当額	15 許可を受けないで墓地を使用した者は、5万円以下の過料に処する。	

No.	県名	条例の名称	A 首長の裁量権の条項	B 許可取消しの要件	C 使用権の消滅規定	D 無縁改葬に関する条項	E 使用料等の還付	F 罰則	G 特異な条項
255	山口県	○○市営墓地設置及び管理条例	5Ⅲ市長は、墓地の利用を許可した者に対し、設備、工作物等について制限又は条件を付すことができる。	10(1)許可を受けた目的以外に利用したとき (2)利用の権利を譲渡し、又は転貸したとき (3)この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき	11 次の各号に該当するときは、墓地の利用の権利は、消滅する。 (1)利用者が死亡し、相続人又は親族若しくは縁故者等祖先の祭祀を主宰する者がないとき (2)利用者の住所が不明となり10年を経過したとき		17 納付した使用料及び埋葬料は、還付しない。ただし、未利用の墓地を返還するとき、その他市長において特別の事由があると認めるときは、使用料の全部又は一部を還付することができる。 規則第9条 使用料を還付できる場合は、次に定めるところによる。 (1)墓地を未利用のまま返還した場合 ア 3年以内 納付使用料の全額 イ 3年を超えるとき 紳付使用料の半額 (2)前号以外の場合 使用料 還付しない		
256	山口県	○○市営墓園設置及び管理条例		19(1)許可を受けた目的以外に使用したとき (2)使用の権利を承継人以外の者に譲渡し、又は転貸したとき (3)墓所の維持及び保護をしないで、放任のままで5年を経過したとき (4)管理料を納めないと (5)法令又はこの条例若しくはこれに基づく規則に違反したとき	18 使用者が、次の各号の一に該当するときは、墓所の使用の権利は消滅する。 (1)使用者が死亡し、相続人又は親族等で祖先の祭祀を主宰する者がないとき (2)使用者が住所不明になって10年を経過したとき	18Ⅱ 前項の規定により、使用者の権利が消滅したときは、墓所を無縁とし、一定の場所に改葬することができる。	13 既納の使用料及び管理料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。 規則第6条 使用料の一部を還付出来る場合は、次の各号に定めるところによる。 (1)墓所を未使用のまま返還した場合 い 使用料 既納の額の50% (2)震災、風水害その他の自然災害により被害を受けた墓所を当該被害を受けたとき以後使用することなく返還した場合 (3)前2号の場合以外に墓所を返還した場合 還付しない	20 市長は、次の各号に該当する者に対し、5万円以下の過料を科する。 (1)第4条の規定による目的以外に墓所を使用した者 (2)許可を受けないで墓所を使用した者 iii 墓所の使用の権利を他人に譲渡又は転貸した者	
256	山口県	○○市営墓地設置及び管理条例		8(1)許可を受けた目的以外に使用したとき (2)使用の権利を譲渡し、又は転貸したとき (3)他人に譲渡する目的をもつて利用の許可を得たと認めるとき (4)墓所の維持及び保護をしないで、放任のままで5年を経過したとき (5)許可を受けた日から利用しないで3年を経過したとき (6)法令又はこの条例若しくはこれに基づく規則若しくは指示に違反したとき	9 次の各号に該当するときは、墓地の利用の権利は、消滅する。 (1)利用者が死亡し、祭事を承継する者がいないとき (2)利用者が法人又は団体であるときは、当該法人又は団体が解散したとき (3)利用者の住所が不明となり10年を経過したとき	13 市長は、第9条第1号若しくは第2号の理由が発生した日から5年を経過し、又は同条第3号に該当したときは、その墳墓、碑石又は彫像類等を一定の場所に改葬又は移転することができる。 13Ⅲ 第1項の規定による改葬又は移転後10年を経過したときは、市長は無縁として処理することができる。	12 既に納付した使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、それぞれ当該各号に定める額を還付する。 (1)利用の許可を受けた後、利用しないで墓地を返付したとき 既に納付した使用料の半額 (2)震災、風水害その他の自然災害により墓地に被害を受けた場合において、当該被害を受けたとき以後利用することなく当該墓地を返還したとき 既に納付した使用料の半額 (3)その他市長が特別の理由があると認めるとき 既に納付した使用料の範囲内において、市長が定める額		
258	山口県	○○市墓地条例	4Ⅱ市長は、前項の許可をする場合において、必要があると認めるときは、条件を付すことができる。 5Ⅲ市長は、墓地の管理上必要があると認めるときは、使用者に対し、制限若しくは条件を付し、又は必要な措置をとることができる。 11Ⅲ 使用者が処理を行わなかったときは、市長において原状に回復し、その費用は、当該使用者から徴収する。	11(1)この条例若しくはこの条例に基づく規則に違反したとき (2)許可を受けた目的以外に墓地をしようしたとき (3)使用の権利を他人に譲渡し、又は転貸したとき (4)偽りその他不正な手段により使用の許可を受けたとき			8 既納の使用料は、還付しない。ただし、特別の理由があると使用が認めるとときは、別に定めるところにより使用料を還付することができる。 規則第9条 使用料を還付できる場合 (条例第11条の規定に基づく使用許可の取消しをした場合を除く。)は、次のとおりとする。 (1)使用者が墓地を返還したときは、当該使用料の3分の2の額		
259	山口県	○○市墓地条例	4Ⅱ市長は、前項の許可について必要な条件を付すことができる。 11Ⅲ 使用者が原状回復処理を行わなかったときは、市長において原状に回復し、その費用は当該使用者から徴収する。	11(1)許可を受けた目的以外に墓地をしようしたとき (2)使用の権利を他人に譲渡し、又は転貸したとき (3)偽り又は不正な手段により使用の許可を受けたとき (4)法令又はこの条例若しくはこの条例に基づく規則に違反したとき	12 次の各号に該当するときは、墓地の使用権は消滅する。 (1)使用者が死亡し、祭祀の承継人がいないとき (2)使用者が住所不明になって7年を経過しつつ、祭祀の承継人がいないとき	12Ⅱ 前項の規定により使用権が消滅したときは、墓地の所在、物件を無縁とし、一定の改葬又は移転することができる。			

No.	県名	条例の名称	A 首長の裁量権の条項	B 許可取消しの要件	C 使用権の消滅規定	D 無縫改ざんに関する条項	E 使用料等の返付	F 好む	G 特異な条項	
260	山口県	○○市墓園の設置及び管理に関する条例	16 II 市長は、使用者が原状回復義務を履行しないときは、これを行ひ、その要した費用を使用者から徴収することができる。	15(1)許可を受けた目的外に墓地を使用したとき (2)使用権を承継人以外の者に譲渡し、又は墓地を転貸したとき (3)使用許可を受けた日から、2年を経過しても墳墓を設け墓碑等を建設しないとき (4)この条例又はこれに基づく規則若しくは指示に違反したとき	18 次の各号に該当するときは、墓地の使用権は消滅する。 (1)使用者が死亡した日から起算して、3年を経過してもなお前条第2項の承認を受けなかったとき (2)使用者が住所不明となり、10年を経過したとき	19 市長は、前条により使用権が消滅したときは、墓碑等を移転し、焼骨を一定の場所に改葬することができる。	11 既納の使用料は、返付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を返付することができます。 12 前条ただし書に規定する使用料の全部または一部を返付することができる場合は、使用者が使用許可を受けた後、墳墓の設置又は墓碑等の建設をして、墓地の全部を返還したときとする。 12 II 前項の使用料の返付の額は、次のとおりとする。 (1)許可を受けた日から2年以内 全額 (2)許可を受けた日から3年以内 既納使用料の100分の90 (3)許可を受けた日から4年以内 既納使用料の100分の80 (4)許可を受けた日から5年以内 既納使用料の100分の70 (5)許可を受けた日から6年以内 既納使用料の100分の50 (6)許可を受けた日から6年以上 既納使用料の100分の30			
261	山口県	○○市営墓地使用条例	8 市長は、使用者に対し、使用場所の設備、工作物等について制限又は条件を付けることができる。	11(1)使用者が許可を受けた目的外に使用したとき (2)使用者が使用場所を転貸したとき (3)この条例及びこれに基づく規則に違反したとき (4)詐欺その他不正行為により使用許可を受けたとき			14 既納の使用料は、その使用を取消すことがあつてもこれを返付しない。ただし、使用者が使用許可の日から起算して、2年内に未使用的墓地を返還したときは、既納の使用料を返付することができます。			
262	山口県	○○市墓地条例	10 市長は、墓地内における工作物その他の施設について必要な制限を設けることができる。 12 市長は、墓地の維持管理上、必要があると認めるときは、使用者に対し特別な措置を命ぜることができる。 12 II 使用者が命ぜられた措置をしないときは、市長がこれを行ひ、その費用は、使用者の負担とする。	15(1)使用者が許可を受けた日から何らの墓碑工作施設をせず2年を経過したとき、ただし、焼骨を埋葬したときは、この限りでない。 (2)使用権を承継人以外の者に譲渡し、又は使用地を転貸したとき (3)この条例又はこれに基づく規則に違反したとき	17 使用者又はその承継人が所在不明となり、10年を経過したときは、その使用権は、消滅する。	18 前条の場合において、使用権の消滅後3年を経過したときは、市長は、その墳墓を一定の場所に改葬することができる。	6 II 既に納付した使用料は、返付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を返付することができます。 規則第6条 市長が特別の理由があると認めるときは、使用者が未使用的墓地を全部返還したときとし、返付する額は、既納使用料の全額とする。	19 次の各号に該当する者は、5万円以下の過料に処する。 (1)許可を受けないで墓地を使用した者 (2)墓碑等の建設の目的以外に使用した者 (3)墓地の使用権を他人に譲渡し、又は転貸した者		
264	徳島県	○○市墓地設置及び管理条例	7 市長は、墓地の維持管理及び保全に支障があると認めるときは、墓地の使用を許可しないことができる。				9 II 既納の使用料は、返還しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。	13 市長は、この条例に違反した者に対し、直ちに墳墓の撤去を命ぜるとともに、1万円以下の過料を科すことができる。		
265	徳島県	○○市営墓地条例					6 III 既納の使用料は、返還しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を返付する。 (1)墓地を使用していない場合であって、使用許可後10年以内に返還を受けたときは、既納の使用料の全額を返付する。 (2)墓地を使用していない場合であって、使用許可後10年を超えて15年以内に返還を受けたときは、既納の使用料の3分の2の金額を返付する。 (3)前2号に掲げるもののほか、市長が特別の事由があると認めたとき。	11 第7条又は第8条の規定に違反した者は、1万円以下の過料に処する。		
267	香川県	○○市営墓地に関する条例	6 II 市長は、前項の許可について必要な条件を付することができる。	15(1)許可を受けた目的外に墓所を使用したとき (2)使用の権利を他人に譲渡し、又は転貸したとき (3)偽り又は不正な手段により使用許可を受けたとき (4)法令又はこの条例若しくはこの条例に基づく規則に違反したとき	16 次の各号のいずれかに該当するときは、墓所の使用権は消滅する。 (1)使用者が死亡し、祭祀の承継人がいないとき (2)使用者が生死不明になって7年を経過し、かつ、祭祀の承継人がいないとき	16 II 前項の規定により使用権が消滅したときは、墓所の所在、物件を無縫とし、一定の場所に改葬又は移転することができる。	10 既既納の使用料は、返還しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を返還することができます。 規則に定めなし			
268	香川県	○○市営墓地管理条例	6 III 市長は、第1項の許可をするにあたっては、管理上必要な条件を付することができる。	17(1)使用許可を受けた目的外に使用したとき (2)使用権を譲渡し、転貸し、又は担保に供したとき (3)偽りその他不正な手段により使用許可を受けたとき (4)使用者が管理料を滞納し、その期間が3年を超えたとき (5)その他この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき	16 次の各号に該当するときは、使用権は消滅する。 (1)使用者が死亡した日から5年を経過しても主催者がいないとき (2)使用者が住所不明となり7年を経過したとき	16 II 前項の規定により使用権が消滅したときは、市長は、当該墳墓等を改葬し、又は移転することができる。 16 III 市長は、その1月前までにその旨を告示しなければならない。	11 既に納めた使用料は、返還しない。ただし、市長において特別の理由があると認めたときは、この限りでない。 規則第5条の2 条例第11条ただし書の規定により既納の使用料を返還する場合の返還金額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めを適用する。 (1)使用者が条例第6条第1項の許可を受けた日から2年以内に墓所を返還したとき 全額 (2)使用者が許可日から2年を超えて墓所を返還したとき 半額			

No.	県名	条例の名称	A 首長の裁量権の条項	B 許可取消しの要件	C 使用権の消滅規定	D 無線改修に関する条項	E 使用料等の還付	F 罰則	G 特異な条項	
271	愛媛県	○○市墓地条例	5 Ⅲ 市長は、使用の許可について、工作物その他の施設に制限又は条件を付すことができる。	14(1)墓地を遺骨の埋葬以外の目的に使用したとき (2)墓地の使用権を転貸し、又は市長の許可なくして譲渡したとき (3)前2号に掲げるもののほか、この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき	13 次の各号に該当するときは、墓地の使用権は消滅する。 (1)墓地の使用者が死亡し、相続人又は親族等で故人のまつりごとをつかさどる者がいないとき (2)墓地の使用者及びその代理人の住所又は居所が不明となり、市長において無縁墓地と認めたとき	13 Ⅱ 市長は、前項の規定により使用権が消滅したときは、その墳墓を一定の場所に改葬することができる。	8 既に納付した使用料は、還付しない。ただし、市長において特別の事由があると認めたときは、その全部又は一部を還付することができる。	規則に定めなし		
272	愛媛県	○○市墓地条例	6 Ⅱ 市長は、前項の許可について、使用場所及び工作物その他の施設に制限又は条件を付すことができる。	11 この条例又はこの条例に基づく規則その他の指示事項に違反する者			9 墓地の使用者は、墓地が不要となつたときは、直ちに返還しなければならない。この場合において、既納の使用料は、還付しない。			
274	高知県	○○市立墓地公園条例	5 Ⅲ 市長は、前項の許可に管理上必要な条件を付すことができる。 16 Ⅱ 使用者が原状回復義務を履行しないときは、市長において原状に復し、その費用は使用者から徴収する。	15(1)墓地を遺骨の埋葬選択の目的に使用したとき (2)墓地の使用権を転貸し、又は使用の許可なくして譲渡したとき (3)その他この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき	14 次の各号に該当するときは、墓地の使用権は消滅する。 (1)使用者が死亡し、相続人又は親族等で故人のまつりごとをつかさどる者がいないとき (2)使用者及びその代理人の住所又は居所が不明となり、市長において無縁墓地と認めたとき	14 Ⅱ 市長は、前項の規定により使用権が消滅したときは、その墳墓を一定の場所に改葬することができる。	8 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長において特別の事由があると認めるとときは、その全部又は一部を還付することができる。	規則に定めなし		
276	高知県	○○市立墓地の設置及び管理に関する条例		14(1)偽りその他不正な手段により、墓地の使用許可を受けたことが明らかになったとき (2)法令又はこの条例若しくはこの条例に基づく規則に違反したとき	16 次の各号に該当する場合は、墓地の使用権は消滅する。 (1)墓地の使用者が死亡し、祭祀の承継者がいないとき (2)墓地の使用者及びその代理人人が住所不明となり、かつ、7年を経過しても第11条に規定する承継がないとき	17 市長は、前条の規定による使用権が消滅したときは、墓地、埋葬等に関する法律施行規則第3条に掲げる手続により、その墳墓又は碑石若しくは形象類等を一定の場所に改葬し、又は移転することができる。	8 既納の永代使用料等は、還付しない。ただし、市長が特別の事由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。	規則に定めなし		
277	高知県	○○町墓地条例	4 Ⅱ 町長は、前項の許可に管理上必要な条件を付すことができる。	8(1)この条例又はこの条例に基づく規則に違反し、又は指示に従わないとき (2)偽り、その他不正な手段により許可を受けた事が判明したとき			6 Ⅱ 既に納めた使用料は、町長が特別の事由があると認めた場合を除き還付しない。	規則なし		
278	福岡県	○○市都市公園、庭園、駐車場等の設置及び管理に関する条例	26 市長は、公園の管理又は都市計画事業その他市の事業執行上必要があると認めるときは、使用者に対し、その使用場所を変更し、又は返還させることができる。	22(1)使用者が死亡した日から起算し、2年を経過しても、祭祀の承継する者がいないとき (2)使用者である法人が解散したとき (3)使用者の許可を受けた日から使用をなさずに3年を経過したとき (4)使用者が住所不明となって3年を経過したとき (5)使用者が受けた目的以外に使用したとき (6)使用場所を転貸したとき (7)その他法令又はこの条例若しくはこれに基づく規則その他の規定に違反したとき		25 市長は、第22条の規定により、使用許可を取り消したときは、その焼骨又は碑石形像類を一定の場所に改葬し、又は移転することができる。				
279	福岡県	○○市立公園条例	6 市長は、公園の維持管理上必要があると認めるときは、利用者に対して特別な措置を命ずることができる。 6 Ⅱ 利用者が命じられた措置を行わない場合は、市長がこれを行い、その費用を利用者から徴収する。 9 Ⅱ 利用者が原状回復の措置を行わない場合は、市長がこれを行い、その費用を利用者から徴収する。	9(1)許可を受けた目的以外に利用したとき (2)利用権を譲渡し、又は利用地を転貸したとき (3)第17条の規定による管理料を滞納し、その期間が3年を超えたとき (4)利用の許可を受けた日から3年を経過しても利用しないとき (5)この条例又はこれに基づいて定める規則に違反したとき	10 次の各号に該当するときは、公園の利用権は、消滅する。 (1)利用者が死亡し又は利用者である法人が解散した場合において、祭祀を承継する者から2年以内に当該利用権の継続利用を市長に申請しないとき (2)利用者の住所が不明ため管理料に係る納入通知書の送達が不能となった日から7年を経過したとき	11 公園の利用の許可を取り消した場合は前条第1項の場合において利用権の消滅後3年を経過したときは、同条第2号の規定によれば、市長は、その墳墓を一定の場所に改葬することができる。	18 既納の使用料及び管理料は、還付しない。ただし、利用者が利用許可を受けた後3年以内にその場所の全部を返還したときは、既納の使用料の半額を還付する。			
281	佐賀県	○○市墓地公園条例	9 市長は、墓地公園の維持管理上必要があると認めるときは、利用者に対し特別な措置を命ずることができる。 9 Ⅱ 利用者が命じられた措置を行わない場合は、市長がこれを行い、その費用を利用者から徴収する。 13 Ⅱ 利用者が原状回復を履行しない場合は、市長がこれを行い、その費用を利用者から徴収する。 14 市長は、事業施行上必要があると認めるときは、利用者と協議のうえ、墓地、墳墓及び墓標を移転させることができる。	12(1)利用目的以外の目的に墓地を利用したとき (2)利用権を承継人以外の者に譲渡し、又は転貸したとき (3)墓標を利用開始した日から3年を経過しても墓標を設けないとき (4)管理料を滞納し、その期間が3年を超えるとき (5)この条例若しくはこれに基づく規則又は市長の指示に違反したとき	15 次の各号に該当するときは、墓地の利用権は、消滅する。 (1)利用者が死亡した場合において、相続人又は親族等が5年を経過しても祭祀を承継する者がいないとき (2)利用者の住所が不明となり、7年を経過したとき	15 Ⅱ 市長は、前項の規定による利用権消滅後2年を経過したときは、一定の場所に改葬し、その墓標を移転することができる。	10 Ⅲ 既納の使用料及び管理料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。	施行規則第8条 使用料を還付使用とするとおり (1)次に掲げる年数以内に墳墓の利用をすることなく墓地を返還したとき ア 1年以内 50% イ 2年以内 25% ウ 3年以内 10%		
283	長崎県	○○市有墓地条例	11 Ⅱ 利用者が原状回復義務を履行しないときは、市長が代わって行い、その費用を利用者から徴収する。	10 市長は、利用者が次の各号に該当する場合は、墓地の利用の許可を取消すことができる。 (1)墓地の利用の許可を受けた日から2年を経過しても、これを利用しないとき。ただし、墓碑その他隣接を設けたときは、この限りでない。 (2)第7条本文又は前条の規定に違反したとき			6 Ⅳ 既納の使用料は、返還しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。	規則に定めなし		

No.	県名	条例の名称	A 首長の裁量権の条項	B 許可取消しの要件	C 使用権の消滅規定	D 無縫改罪に関する条項	E 使用料等の還付	F 罰則	G 特異な条項						
284	長崎県	○○市墓園条例	15 市長は、事業執行上必要があると認めたときは、使用者に使用場所、所在物件の移転又は返還を命ずることができる。 16Ⅰ 移転又は返還を命ずるときは、あらかじめ使用者に通知し、換地及び改葬又は移転に要する損失を補償するものとする。 17Ⅲ 使用許可を取消された者が前項の義務を履行しないときは、市長が原状に復し、その費用をその者から徴収することができる。	17(1)墓地の使用者が許可を受けた目的以外に使用したとき (2)墓地の使用権を受けた日から3年を経過しても墓標を設置しないとき (3)使用者が墓地を譲渡し、又は転貸したとき (4)第10条の規定による年額使用料を滞納し、その期間が3年を超えるとき (5)その他この条例又はこれに基づく規則及び許可に付した条例に違反したとき	18 次の各号に該当する場合は、墓地の使用権は消滅する。 (1)使用者が死亡した場合において、相続人又は親族若しくは縁故者等で5年を経過しても祭祀を承継する者がないとき (2)使用者の住所が不明となり年を経過したとき	19 第17条の規定により使用許可の取消し又は前条による使用権の消滅後3年を経過した場合において、市長はその墓標及び焼骨等を一定の場所に改葬することができる。 20Ⅲ 市長は、第1項の改葬をしようとするときは、墓地、埋葬等に関する法律施行規則第3条の規定により処理するものとする。	22 既納の使用料等は、還付しない。ただし、墓地の使用許可を受けた後3年内に場所の全部を使用することなく返還したとき、又は市長において特別の理由があると認めたときは、一部を還付することができる。 規則第16条 即納使用料を還付する場合の還付率は、次表に掲げるとおりとする。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td>使用料を受けた後1年以内に墓地の全部を返却するとき</td> <td>5割</td> </tr> <tr> <td>使用料を受けた後2年以内に墓地の全部を返却するとき</td> <td>2割5分</td> </tr> <tr> <td>使用料を受けた後2年を超過3年以内に墓地の全部を返却するとき</td> <td>1割</td> </tr> </table>	使用料を受けた後1年以内に墓地の全部を返却するとき	5割	使用料を受けた後2年以内に墓地の全部を返却するとき	2割5分	使用料を受けた後2年を超過3年以内に墓地の全部を返却するとき	1割	24 第5条及び第20条第1項の規定に違反して墓地及び墓園を使用した者は、2,000円以下の過料に処する。	
使用料を受けた後1年以内に墓地の全部を返却するとき	5割														
使用料を受けた後2年以内に墓地の全部を返却するとき	2割5分														
使用料を受けた後2年を超過3年以内に墓地の全部を返却するとき	1割														
286	長崎県	○○市福島墓園の設置及び管理に関する条例	16 市長は、事業執行上必要があると認めたときは、使用者に、使用場所、所在物件の移転又は返還を命ずることができる。 16Ⅰ 移転又は返還を命ずるときは、あらかじめ使用者に通知し、換地及び改葬又は移転に要する損失を補償するものとする。 16Ⅲ 使用許可を取消された者が前項の義務を履行しないときは、市長が原状に復し、その費用をその者から徴収することができる。	18(1)墓地の使用者が許可を受けた目的以外に使用したとき (2)使用者が墓地を譲渡し、又は転貸したとき (3)その他、この条例又はこれに基づく規則及び許可に付した条件に違反したとき	19 次の各号に該当する場合は、墓地の使用権は消滅する。 (1)使用者が死亡した場合において、相続人又は親族若しくは縁故者等で5年を経過しても祭祀を承継する者がないとき (2)使用者の住所が不明となり年を経過したとき	20 使用許可の取消し又は前条による使用権の消滅後5年を経過した場合において、市長は、その墓標及び焼骨等を一定の場所に改葬することができる。 20Ⅲ 市長は、第1項の改葬をしようとするときは、墓地、埋葬等に関する法律施行規則第3条の規定により処理するものとする。	21 既納の使用料は還付しない。使用許可を受けた後、3年以内に場所の全部を使用することなく返還したとき、又は市長において特別の理由があると認めたときは、使用料の一部を還付することができる。 規則13条 即納使用料を還付する場合の還付率は、別表第2に掲げるとおりとする。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td>使用料を受けた後1年以内に墓地の全部を返却するとき</td> <td>使用料の7割</td> </tr> <tr> <td>使用料を受けた後2年以内に墓地の全部を返却するとき</td> <td>使用料の3割</td> </tr> <tr> <td>使用料を受けた後2年を超過3年以内に墓地の全部を返却するとき</td> <td>使用料の1割</td> </tr> </table>	使用料を受けた後1年以内に墓地の全部を返却するとき	使用料の7割	使用料を受けた後2年以内に墓地の全部を返却するとき	使用料の3割	使用料を受けた後2年を超過3年以内に墓地の全部を返却するとき	使用料の1割		
使用料を受けた後1年以内に墓地の全部を返却するとき	使用料の7割														
使用料を受けた後2年以内に墓地の全部を返却するとき	使用料の3割														
使用料を受けた後2年を超過3年以内に墓地の全部を返却するとき	使用料の1割														
287	長崎県	○○市岐宿墓地条例	13Ⅱ 利用者が原状回復義務を履行しないときは、指定管理者が代わって行い、その費用を利用者から徴収する。	12(1)偽りその他不正の手段により利用の許可を受けたとき (2)利用の許可の内容又は利用の許可に付された条件に違反したとき (3)第6条各号のいずれかに該当するに至ったとき (4)この条例に違反したとき			8 既に納付された利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者は、規則で定めるところにより、その全部又は一部を還付することができる。 規則第5条 使用料の還付は、利用者が利用許可を受けた後、5年以内に墓標等の建設をしていない墓地の全部を返還した場合に、次の区分に応じ、定める率を乗じて得た額について行う。 (1)1年以内 100分の80 (2)2年以内 100分の50 (3)3年以内 100分の40 (4)4年以内 100分の30 (5)5年以内 100分の20								
289	熊本県	○○市営墓園条例	12Ⅱ 市長は、使用者が原状回復措置を行わない場合は、これを行い、その費用を使用者から徴収する。 14 市長は、墓園の管理上又は公益上特に必要があると認めるときは、使用者に対し、墓所の返還又は移転を命ずることができる。 14Ⅱ 市長は、返還を命じたときは、既納の使用料の全額を返還し、必要と認めるときは、保証金を交付することができる。 14Ⅲ 市長は、移転を命じたときは、移転に係る必要な費用を交付する。	12(1)許可を受けた目的以外に利用したとき (2)許可を受けた日の翌日から起算して1年を経過しても墓標が設置されないとき (3)使用者が墓地を譲渡し、又は転貸したとき (4)管理料を納付しないとき (5)この条例又はこれに基づく規則若しくは指示に違反したとき	15 次の各号に該当するときは、墓園の使用権は、消滅する。 (1)使用者が死亡した日の翌日から起算して5年を経過しても使用権を承継する者がないとき (2)使用者が住所不明となって10年を経過したとき	16 市長は、前条の規定により使用権が消滅し、2年を経過した墓所については、墳墓を移転し、又は改葬することができる。 16Ⅱ 市長は、移転し、又は改葬しようとするときは、その1月前までにその旨を告示しなければならない。 16Ⅲ 市長は、第1項の規定による移転又は改葬をしたときは、これを無縫墳墓とみなし処理することができる。	17 市長は、次の各号に該当するときは、使用料を還付する。 (1)使用者が許可を受けた日の翌日から起算して3年以内に墓所を返還したとき (2)諸事情を勘査して、市長が使用料を返還する必要があると認めたとき	23 次の各号に該当する者は、5万円以下の過料に処する。 (1)許可を受けずに墓園を使用した者 (2)第19条各号のいずれかに該当する行為をした者							

No.	県名	条例の名称	A 首長の裁量権の条項	B 許可取消しの要件	C 使用権の消滅規定	D 無線改葬に関する条項	E 使用料等の返付	F 罰則	G 特異な条項
293	大分県	○○市墓地条例	13 II 市長は、墓地の利用者(使用者を含む。)に対して、墓地の管理上必要な措置を命ずることができる。			12 市長は、第10条第1項第6号又は第7号の規定に基づき使用許可を取り消したときは、当該取り消した使用許可に係る填墓等を無線填墓として墓理法第5条第1項の許可を得て、一定の場所に改葬し、又は移転することができる。 12IV第1項の措置を採った日から20年間、使用者又は承継人から申出がなされないときは、市長は、当該填墓等を処置することができる。	16 既納の使用料は、返付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。		10 市長は、使用者が次の各号に該当すると認めるときは、使用許可を取り消し、又は改葬若しくは物件の移転を命ずることができる。 (1)使用の目的が墓地の設置の趣旨に適合しないと認められるとき (2)使用の権利を譲渡し、又は転貸したとき (3)使用の許可を受けた日から使用区画を使用しないで3年を経過したとき (4)第10条第1項の規定に基づく措置の命令に従わず5年を経過したとき (5)法、墓地、埋葬等に関する法律施行規則又はこの条例若しくはこの条例に基づく規則に違反したとき (6)使用者が死亡した日から5年間、その承継人から第6条第2項の規定による届出がなされないと (7)使用者の所在が不明となり10年を経過したとき (8)市長が公益上又は管理上特に必要があると認めるとき
293	大分県	○○市駄原墓地の管理に関する条例	13 市長は、使用者に対し、使用区画の維持管理について必要な措置を命ずることができる。			11 市長は、第9条第1項第6号又は第7号の規定に基づき使用許可を取り消したときは、当該取り消した使用許可に係る填墓等を省令第3条に規定する無線填墓として法第5条第1項の許可を得て、一定の場所に改葬し、又は移転することができる。 11IV第1項の措置を採った日から20年間、使用者又は承継人から申出がなされないときは、市長は、当該填墓等を処置することができる。			9 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用許可を取り消し、又は改葬若しくは物件の移転を命ずることができる。 (1)使用の目的が墓地の設置の趣旨に適合しないと認められるとき (2)使用の権利を譲渡し、又は転貸したとき (3)使用の許可を受けた日から使用区画を使用しないで3年を経過したとき (4)第13条第1項の規定に基づく措置の命令に従わず5年を経過したとき (5)墓理法、同法施行規則又はこの条例若しくはこの条例に基づく規則に違反したとき (6)使用者が死亡した日から5年間、その承継人から第6条第2項の規定による届出がなされないと (7)使用者の所在が不明となり10年を経過したとき (8)市長が公益上又は管理上特に必要があると認めるとき
294	大分県	○○市共同墓地の設置及び管理に関する条例	11 市長は、墓地使用につき公益上又は管理上必要な条件を付し、若しくは制限を設けることができる。 15 III 使用の許可を取消された者が原状回復の措置を行わないときは、市長がこれを行い、その費用の全額を使用者から徴収する。	15(1)許可を受けた目的以外に墓地を使用したとき (2)使用権を譲渡し、又は使用場所を転貸したとき (3)使用の許可を受けた後1年を経過してもなおこれを使用しないとき (4)第13条の返還請求に応じないとき (5)前各号のほか、この条例に違反したとき					
295	大分県	○○市営墓地の設置及び管理に関する条例	6 市長は、墓地の使用に当たっては、その区画を指定とともに管理上必要な条件を付することができる。 15 使用者が許可取り消しによる返還を行わないときは、市長においてこれを施行し、その費用を義務者から徴収する。	14(1)許可を受けた目的以外に墓地を使用したとき (2)使用権を譲渡し、又は転貸したとき (3)使用の許可を受けた後1年を経過してもなおこれを使用しないとき (4)前各号のほか、この条例に違反したとき	16 次の各号に該当するときは、墓地の使用権は、消滅する。 (1)使用者が死亡し、相続人から5年以内に使用承継の申出がないとき (2)使用者が住所不明となり、10年を経過したとき	17 市長は、前条の規定に該当する者があるときは、その填墓又は堂塔、碑石、形象類を一定の場所に改葬又は移転することができる。 17III第1項の改葬又は移転後20年を経過したときは、市長は、無線として処置することができる。	9 既納の使用料は、返付しない。		
296	大分県	○○市営墓地条例	3 II 市長は、前項の使用の許可をするにあたっては、管理上必要な条件を付することができる。	5(1)この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき (2)偽りその他不正な行為により使用の許可を受けたとき (3)使用料を納期限までに納付しないとき (4)使用の許可の条件又は関係職員の指示に従わないとき (5)目的外に使用したとき (6)使用権を譲渡し、又は転貸したとき (7)使用の許可を受けた後1年を経過してもなおこれを使用しないとき		13 市長は、次の各号に該当すると認めるときは、無線填墓として処置する。 (1)使用者が死亡し、相続人又は管理人がないとき (2)使用者が住所不明となり、10年を経過したとき	9 既納の使用料は、返付しない。ただし、次の各号に該当するときは、その全部又は一部を返付することができる。 (1)使用者の責めに帰することができない理由により使用することができなくなつたとき (2)使用しようとする日前7日までに使用的取消しの申出があつたとき		

No.	県名	条例の名称	A 首長の裁量権の条項	B 許可取消しの要件	C 使用権の消滅規定	D 無縁改葬に関する条項	E 使用料等の返付	F 罰則	G 特異な条項															
			9 Ⅲ 利用の許可を取消された者が原状回復の措置を行わないときは、市長は、その費用の金額を利用者から徴収する。	9(1)目的外に利用したとき (2)利用権を譲渡し、又は転貸したとき (3)前号に掲げる場合のほか、この条例に違反したとき	13 市長は、次の各号に該当するときは、無縁墳墓として処置することができる。 (1)利用者が死亡し、相続人又は管理人がいないとき (2)利用者が住所不明となり、10年を経過し、かつ、管理人がいないとき	6 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。																		
299	大分県	○○市営墓地条例	3 Ⅲ 市長は、墓地の管理上必要があると認めるときは、公益上又は管理上必要な条件を付し、又は制限を設けることができる。 14 Ⅱ 使用者が原状回復の措置を行わないときは、市長が当該措置を行うことができる。当該措置に要した費用は、使用者から徴収する。	13(1)許可を受けた目的以外に墓地を使用したとき (2)墓地の使用権を譲渡し、又は転貸したとき (3)その他この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき	18 次の各号に該当するときは、墓地の使用権は消滅する。 (1)使用者が死亡し、相続人又は親族等で祭事を主宰する者がいないとき (2)使用者の住所が10年以上不明であるとき 18 Ⅱ 市長は、改葬又は使用区画内に存在する施設等の移転をすることができる。	7 既に納入した使用料は、還付しない。 使用者が墓地の使用許可を受けた日から3年内に工事をせずに返還したときは、使用料の取消しをした場合を除き、使用料の一部を還付する。 規則第6条 既納の使用料を還付する場合は、次の各号に定める基準による (1)許可後1年内に返還したとき 8割 (2)許可後1年を超えて3年内に返還したとき 5割	26 市長は、詐欺その他不正の行為により使用料の徴収を免れた者に対し、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額以下の過料に処する。 26 Ⅱ 前項に定めるもののほか、使用料に関する手続に違反した者には、1万円以下の過料に処する。	17 市長は、墓地の經營上必要があると認めるとときは、3月以前に使用者に予告し、使用区画の返還を求めることができる。																
301	大分県	○○市瀬戸田墓地条例	4 Ⅳ 市長は、前項の使用許可に際し、使用区画を指定するとともに、管理上必要な条件を付すことができる。	16(1)使用許可を受けた日から3年を経過しても、これを利用しないとき (2)管理料を、納入の通知があった日から3年内に納入しないとき (3)使用区画を著しく荒廃させたとき (4)この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき	14 Ⅲ 各号の規定により利用権が消滅したときは、墓地の利用権は消滅する。 (1)利用者が死亡し、当該利用墓地を管理する者がいないとき (2)利用者の住所が10年以上不明であるとき	14 Ⅱ 前項の規定により利用権が消滅したときは、市長は、改葬又は墓碑等の移転をすることができる。	5 墓地の使用料については、別に条例で定める。	規則第7条 使用料を還付する場合は、墓地を全く利用せず返還するときとする。この場合においては、次に定める基準により使用料の一部を還付するものとする。 (1)許可後1年内に返還したとき 8割 (2)許可後1年を超えて3年内に返還したとき 5割	17 市長は、墓地の經營上必要があると認めるとときは、3月以前に使用者に予告し、使用区画の返還を求めるることができる。															
302	宮崎県	○○市墓地条例	2 墓地を利用する者は、本市に住所を有する者。ただし、市長において特別の事情があると認めた者については、この限りでない。 13 市長は、墓地の管理上又は公益上必要があると認めるときは、利用者に対し、改葬又は墓碑等の移転を命ずることができる。 13 Ⅱ 市長は、あらかじめ利用者に対しこれを通知しなければならない。 13 Ⅲ 市長が必要と認めたときは、補償金を交付する。	11(1)利用許可を受けた日から起算して3年を経過してもなおこれを利用しないとき (2)利用区画を著しく荒廃させたとき (3)この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき	11 Ⅲ 各号の規定により墓地の使用権は消滅する。 (1)使用者が死亡し、5年内に経過しても、その承継者から承継使用の申請がないとき (2)使用者が住所不明となり10年内にても、その承継者から承継使用の申請がないとき	11 Ⅱ 前項の規定により使用権が消滅したときは、市長は、その墳墓を無縁墳墓として市が祭祀する墳墓に改葬することができる。	17 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が特別な理由があると認めたときは、別に定めるところにより使用料の一部を返還することができる。 <table border="1"><tr><td>墓所に焼骨の埋葬</td><td>墓所に焼骨の埋葬</td></tr><tr><td>又は石碑等の建物</td><td>又は石碑等の建物</td></tr><tr><td>5年未満</td><td>50%</td></tr><tr><td>5年以上</td><td>0%</td></tr><tr><td>10年未満</td><td>30%</td></tr><tr><td>10年以上</td><td>10%</td></tr><tr><td>20年未満</td><td>5%</td></tr><tr><td>20年以上</td><td>0%</td></tr></table>	墓所に焼骨の埋葬	墓所に焼骨の埋葬	又は石碑等の建物	又は石碑等の建物	5年未満	50%	5年以上	0%	10年未満	30%	10年以上	10%	20年未満	5%	20年以上	0%	9 市長は、墓地の經營上必要があると認めたときは、使用者の同意を得て、墓所の変更又は返還をさせることができ。 9 Ⅱ 市長は、使用者に対し、他の墓所及び移転に要する経費を交付する。
墓所に焼骨の埋葬	墓所に焼骨の埋葬																							
又は石碑等の建物	又は石碑等の建物																							
5年未満	50%																							
5年以上	0%																							
10年未満	30%																							
10年以上	10%																							
20年未満	5%																							
20年以上	0%																							
304	宮崎県	○○市墓地条例	5 市長は、使用許可を受けた者に対し、使用場所について条件をつけ、又は維持管理上必要な設備その他の負担を負わせることができる。 10 Ⅲ 使用者が原状回復措置を行わないときは、市長がこれを行ひその費用は、使用者であった者から徴収する。	10(1)墓所を第3条の目的以外に使用したとき (2)売買、譲渡又は転貸したとき (3)その他この条例若しくはこれに基づく規則に違反したとき	11 次の各号に該当する場合は、墓園の使用権は、消滅する。 (1)使用者が死亡し、5年内に経過しても、その承継者から承継使用の申請がないとき (2)使用者が住所不明となり10年内にても、その承継者から承継使用の申請がないとき	11 Ⅱ 前項の規定により使用権が消滅したときは、市長は、その墳墓を無縁墳墓として市が祭祀する墳墓に改葬することができる。	6 既納の使用料は還付しない。ただし、使用者が墓地の使用許可を受けた日から3年内に使用区画に工事をせずに返還したときは、使用許可の取消しをした場合を除き、使用料の一部を還付する。	規則第5条 既納の使用料を還付する場合は、次に定める基準による (1)許可後1年内に返還したとき 8割 (2)許可後1年を超えて3年内に返還したとき 5割	9 市長は、墓地の經營上必要があると認めたときは、使用者の同意を得て、墓所の変更又は返還をさせることができ。 9 Ⅱ 市長は、使用者に対し、他の墓所及び移転に要する経費を交付する。															
305	宮崎県	○○市墓園条例	17 市長は、墓地の管理上又は公益上必要があると認めるときは、使用者に対し、改葬又は墓碑等の移転を命ずることができる。 17 Ⅱ 市長は、あらかじめ使用者に対しこれを通知しなければならない。 17 Ⅲ 市長は、必要な費用を交付すことができる。	14(1)条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき (2)使用区画を著しく荒廃させたとき (3)使用許可を受けた日から3年を経過しても墓地を使用しないとき	16 次の各号に該当するときは、墓地の使用権は消滅する。 (1)使用者が死亡し、相続人又は親族等で祭事を主宰する者がいないとき (2)使用者の住所が10年以上不明であるとき	16 Ⅱ 前項の規定により使用権が消滅したとき、市長は、改葬又は墓碑等の移転をすることができる。	6 既納の使用料は還付しない。ただし、使用者が墓地の使用許可を受けた日から3年内に使用区画に工事をせずに返還したときは、使用許可の取消しをした場合を除き、使用料の一部を還付する。	規則第5条 既納の使用料を還付する場合は、次に定める基準による (1)許可後1年内に返還したとき 8割 (2)許可後1年を超えて3年内に返還したとき 5割	13 墓地は、焼骨でなければ埋葬することができない。ただし、非常の場合その他特に市長の許可を得たときは、この限りでない。															
307	宮崎県	○○市墓地条例	12 墓地経営又は市の事業施行上、やむを得ないときは、市長は6月以前にこの旨を使用者に予告し、使用墓地の全部又は一部の返還を命ずることがある。 12 Ⅱ 市長は換地を交付し、又は既納使用料を還付し、相当と認める移転料を補償することができる。	14(1)使用許可を受けてから3年間使用しないとき (2)法令又はこの条例若しくはこの条例に基づく規則に違反したとき			15 既納の使用料は、第12条の場合及び前に必要があると認めた場合のほか還付しない。 規則に定めなし	16 許可を得ないで墓地を使用したときは、市長は使用者に対し50,000円以下の過料を科する。	13 墓地は、焼骨でなければ埋葬することができない。ただし、非常の場合その他特に市長の許可を得たときは、この限りでない。															
308	鹿児島県	○○市営墓地条例	4 墓地の使用は、本市に本籍又は住所を有する世帯主。市長がやむを得ない事情があると認めたときは、この限りでない。 16 市長は、正当な理由がある場合には、使用者に対し使用墓地の全部又は一部の返還を命ずることができる。 16 Ⅱ 市長は、返還を命ぜられた使用者に対し、換地を交付し、又は既納の使用料を還付し、及び相当と認められる移転料を補償しなければならない。	17(1)許可目的以外に墓地を使用したとき (2)使用許可を受けてから5年内に使用を開始しないとき (3)法令又はこの条例若しくはこの条例に基づく規則に違反したとき			19 既納の使用料は、第16条に規定する場合及び使用が特に必要と認めた場合のほか還付しない。 規則に定めなし	21 第3条又は第13条の規定に違反した者は、5万円以下の過料に処する。																
309	鹿児島県	○○市墓地条例	15 Ⅲ 市長は、墓地経営又は市の事業執行上やむを得ないときは、3ヶ月以前にこの旨を使用者に通知し、使用墓地の全部又は一部の返還を命ずることができる。 15 Ⅲ 市長は、換地を貸与しかつ、相当と認められる移転料を補償しなければならない。	16(1)使用目的以外に墓地を使用したとき (2)使用許可を受けてから5年内に年間使用しないとき (3)法令又はこの条例に基づく規則に違反したとき			8 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。 規則なし	17 市長は、許可なく墓地を使用した者に対し、1万円以下の過料を科する。	7 墓地の使用料は、1件につき年額300円とする。															
310	鹿児島県	○○市営墓地の設置及び管理に関する条例																						

No.	県名	条例の名称	A 首長の裁量権の条項	B 許可取消しの要件	C 使用権の消滅規定	D 無縁改葬に関する条項	E 使用料等の還付	F 罰則	G 特異な条項
311	鹿児島県	○○市営墓地の設置及び管理に関する条例	7 II 市長は、当該市営墓地の維持管理上必要と認める場合は、使用者に対し必要な措置を命じることができる。この場合において生じた経費は、使用者の負担とする。 12 市営墓地の経営若しくは管理上その他特に正当な理由がある場合、市長は使用者に対し使用地の全部又は一部について当該使用地の変更又は返還を命ずることができる。 12 II 変更又は返還しようとするときは6ヶ月前までに使用者にこの旨を通知し、補償をする。 12 III 市長は、既納の永代使用料を還付する。	16(1)使用者が第4条の規定に反し墓地を使用したとき (2)使用許可を受けてから5年間使用しないとき (3)使用権を売買若しくは譲渡または転貸したとき (4)長きにわたりて墓地を使用していないとき (5)偽りその他不正な手段により第3条及び第5条許可を受けたとき (6)法令又はこの条例に違反したとき			12 市営墓地の経営若しくは管理上その他特に正当な理由がある場合、市長は使用者に対し使用地の全部又は一部について当該使用地の変更又は返還を命ずることができる。 12 III 市長は、既納の永代使用料を還付する。	17 許可なく市営墓地を使用した者は、10,000円以下の過料を科する。	
313	鹿児島県	○○市営墓地の設置及び管理に関する条例	16 墓地経営又は市の事業執行上、やむを得ないときは、市長は、6箇月以前にこの旨を使用者に通知し、使用墓地の全部または一部の返還を命ぜることができる。 16 II 市長は換地を交付し、又は即納使用料を還付し、及び相当と認められる移転料を補償する。	17(1)許可目的以外に墓地を使用したとき (2)使用許可を受けてから10箇年間使用しないとき (3)法令又はこの条例若しくはこの条例に基づく規則に違反したとき			19 既納の使用料は、第16条に規定する及び市長が特に必要と認めた場合のほか、還付しない。 規則に定めなし	21 市長は、許可なく墓地を使用したものを5万円以下の過料に処する。	
315	鹿児島市	○○市有墓地条例	11 市の事業執行上必要のあるときは、市長は、3か月前にこの旨を利用者に通知し、利用墓地の全部または一部の返還を命じることができる。 11 II 市は、換地を指定して相当と認められる移転料を補償する。	12(1)許可目的以外に利用したとき (2)利用許可を受けてから2年を経過しても利用しないとき (3)法令又はこの条例若しくはこれに基づく規則に違反したとき	9 II 利用者が、死亡し、又は住所不明となって5年を経過して前項による继承者がないときは、その利用権は消滅する。			14 市長の許可を受けないで墓地を利用する者は、坪当たり1万円以下の過料に処する。	
317	沖縄県	○○市宇茂佐墓園における墓地使用基準	8 管理者は、墓園の維持管理上必要があると認められた場合は、墓地の所有者に対し特別の措置を命じることができる。 8 II 墓地所有者が命じられた措置を行わない場合は、管理者がこれを行い、その費用を墓地所有者から徴収できるものとする。	9(1)許可を受けた目的以外に利用した場合 (2)この基準に違反した場合					

② X市Y市Z市の担当者とのヒアリング概要

X市

研究班：私どもは墓地・埋葬行政のあり方について調査・研究しています。特色のある取り組みをしている各市町村にうかがい話を聞いております。すでに「貴市における墓地等に関する『遺（焼）骨にかかわる施設』の現況調査票」のアンケートでご回答いただきましたが、補足する形でうかがっていきます。大都市において墓地不足の問題がある一方で、地方都市などでは墓地の無縁化といいますか、墓地を継ぐ人の担い手不足などがあり、地域によって両極端の現状があります。今回は地方の担い手不足などに焦点を当てています。アンケートでは、X市ではどこの市営墓地も無縁処理をしたことはないとなっていますが、無縁となっている状況は過去と比較して顕著な部分はありますか。無縁処理をしないにしても、お墓が荒れているところが目立つなどの変化はお感じになりますか。

市役所：目視ですが、現状では無縁のお墓は多少増えていると感じています。ただ、それ以前と比べ増えているかというデータはありません。

研究班：アンケートのご回答の中で、使用料として4万3,000円や15万円、その他4万7,000円、5万円として「永代使用料」となっていますが、これは一度払えばそのままずっと借りられる形なのでしょうか。毎年、管理費用が発生はしないということでしょうか。

市役所：そうです。市としては取っておりません。

研究班：そうすると、個々の墓所の状況の把握がしにくい状況ですね。

市役所：おっしゃるとおりです。使用者の申請には市として対応をさせていただいておりますが、こちらからお声掛けとか、まだ使用されますかという確認等はしていません。

研究班：昔のデータなどはどうされているのでしょうか。

市役所：墓地使用者の台帳ですが、古い墓地の方は未記名などで連絡が取れない台帳も残っています。今はXX（地名）の第一墓地の調査を始めたところです。具体的には、台帳で住所を確認できた方に文書を送付し、住所が確認できない方は、墓地にプレートを設置して連絡を待つという形しております。

研究班：今は、1年ぐらい現地に立て札を置き、官報に公告を掲載し、そこで連絡がつかない場合に無縁化と判断し、その墓を改葬した上で別の利用者に貸し出すという形になっていますが、そういう手続きをやられるのでしょうか。それともまずは確認にとどめ、無縁化で改葬することまでは考えていないということでしょうか。

市役所：基本的にはその区画の方の把握をするということです。連絡がつけば承継改葬、または返還までの流れなどを直接お話ができると考えています。

研究班：例えば改葬した場合、新しい墓地の需要というのはどの程度あると判断されていますか。

市役所：多少ですが、あると考えています。

研究班：そうすると、需要は当然あるということですね。

市役所：そうです。無縁墓地について利用できないかという話もあります。それも含めて今回調査を開始して、まずは無縁墓地となる墓地があるかどうかプレートを設置して調査し、さらに目安をつけるために台帳整理もきっちり行うことを始めているところです。

研究班：なるほど。もう一つの課題として、市から転出するので墓守をする人がいないや、承継

者がいないということで「市でどうにかしてもらいたい」という相談はありますか。

市役所：月に1件程度、年間で12件ほどあります。独居の高齢者で、息子さん、娘さんが遠方で承継できないということで、お寺さんに永代供養にしたいと相談したという話も聞きます。このあたりの数は把握していませんが。

研究班：息子さん娘さんが、自分たちの住まいの近くにお墓を改葬したいという動きはどうでしょうか。

市役所：ございます。市営墓地に限れば、平成23年度は返還墓地が4区画、平成24年度が8区画、平成25年度が18区画と年々増えています。平成26年度は11月末現在で11区画となっています。こういったこともあり、新しい墓地の造成は必要ないと考えています。

研究班：いわゆる「みなし公営墓地」というのはこちらには多いでしょうか。これはおそらく、昔の集落有財産として持っていたようなもので、現在は実質的に市が管理して市営墓地という名前になっている場所だろうと思います。

市役所：「みなし」の定義というのは昭和23年の墓埋法ができる前に許可を受けたものと考えています。

研究班：正確に言いますと、「みなし墓地」ではなく「みなし公営墓地」です。お話をありましたように過去の様々な経緯から、市の公有地になった土地のうち、かつてはその集落が管理していたであろう墓地であったものが、名目上、あるいは条例上、帳簿上などX市営墓地となっているものです。しかし、X市はその墓地を直接管理しているのかというと、そこは昔からの慣習で地縁や血縁の住民によって管理され、X市営墓地といいながらも、実質的には市がマネジメントできていないという状況に陥っているものです。

市役所：当市の解釈では、「みなし」というよりも「ポツダム政令」でその当時の村、町の土地になっているものについて、市としてはどちらかというと共同墓地としています。

研究班：それは、市の方で台帳などを作って管理をしているのですか。

市役所：していません。

研究班：そのまま任せている状態ですか。

市役所：昭和25年代に、合併する前の村から一応リストをもらってある程度把握していますが、許可も管理も市がしていない墓地となっています。管理などについて住民から問い合わせがあった場合、下地は公有地ですが、実質上は無料で使っている状態なので、申し訳ないけれども管理など草刈りはそちらでお願いしますと回答しています。

研究班：所有権上は市の土地ということですから、整理してほしいという話はないでしょうか。

市役所：古くから住む住民は、それが先祖代々の墓ということで使っているので、明らかに山墓地で崩れたりしているところ以外は、通常の墓地ということで使っているのが現状です。今そこまで苦情は入っていません。

研究班：仕様を変えたいという話はないということですね。

市役所：そうです。どちらかというと、坂道の草木が邪魔になるからどけてほしいとか、道がちょっと崩れているといった程度の話で、今のところ根本的な話は市には届いていません。

研究班：今おっしゃっていた中の山墓地といいますか、山の中が荒れてしまって、いわゆる状況としてはあまりよろしくないという場所はありますか。

市役所：そこまで全て把握していないというのが正直なところです。

研究班：つい最近でも近隣の県ではかなりの大雨というか風水害がありました。全域ではなく、同じ県内でも被害があったところと被害がなかったところなどグラデーションがあるわけです。こちらでは先般の風水害でみなし公営墓地などで土砂崩れがあったとか、地盤が崩れたなどの被害はなかったのでしょうか。仮にそれがあった場合、土地の所有者は市ですから、崩れてきた残土を取り扱って整地するのは所有者である市がやることになるのではないかでしょうか。通常の墓地の管理業務として草刈りまでは私たちでできるけれども、そこまでの管理になると、市に頼らざるを得ないから何とかしてくださいという話になつたらどうなりますか。

市役所：実際に県内でもそういう事例があって、ある市が困っているという話を聞いたことがあります。ただ、正直に言いますと、その状況になってから市としてどう判断するかということになると思います。そういうことになつたら困るというのが実際のところです。

研究班：個別の事案で被害の程度も様々でしょうから、スパッとは切れない部分だとは思います。

市役所：大規模になれば法律上せざるを得ないのかなと思いますが、これも起こってみないと分かりません。そういう事例が今までありませんので。

研究班：現在把握している共同墓地で、もともとは村落、集落で持っていたものを市が抱えてしまったものはどのくらいですか、およその数は把握されていますか。

市役所：一度点在している墓地がどのくらいあるか共同墓地調査をしたところ、大体 100 くらいでした。ある程度お墓の数があるものについてです。

研究班：家の中にある個人墓地もこちらの方はありますか。

市役所：山側や島側の方に行けば若干見られますが、1軒に1個はないと思います。

研究班：こちらは島も市域の中にあるわけですが、こういうところはほとんど過疎になり廃村みたいになつたところのお墓もあるのでしょうか。

市役所：当市は市域が大きくないので、住宅からほとんど人がいなくなった集落はありません。

研究班：さきほど言った市営墓地の中で現実に管理してない方がいるようだという話は別として、墓地に関して大きな問題はないということでしょうか。とすると墓地行政で今何が一番問題なのでしょうか。

市役所：無縁墓地がこれから増えてくると思っています。少なくとも行政墓地については、台帳管理の調査を随時行っています。ある程度、常に連絡が取れるようにしてないと無縁につながっていくと考えていますので、これが今は一番問題と考えています。

研究班：これは政策的な問題で、非常に難しい問題です。例えば、管理者が誰かということや、管理されている状態がどうかということを分かりやすくするには、年間の管理料を取っていくというやり方が必要です。東京都の霊園などもそうですけれども、名目的な金額でもいいわけです。いくらかでも管理料を納めることで管理者をトレースしていくというか、追いかけていく、あるいは管理していくというか、このように毎年確認するというお考えではないのでしょうか。

市役所：管理料を取れば、管理しやすいという話はよくお聞きしています。それにはメリット、デメリットがあります。まず問題になるのが滞納した人の整理です。その管理にさらに人が取られてしまいます。また、大都市部にある市のように規模の大きな墓地で一体的に管理できるところは管理もしやすいと思いますが、当市は狭い地域で 13 カ所に分かれています、さらに墓地形態も

代替地としての墓地であったり、山の中にも点在し管理が非常に難しいという部分があります。ということで返還墓地を利用して、それを管理料に充てた方がいいのではないかと思っています。管理料の徴収という部分に関しては、市の内部や議員さんからの提案としては以前からあります。

研究班：先ほども言いましたが、管理料をもって墓地管理の費用に充てるというところもあります。あくまでも管理料は名目で、負担にならない程度の金額を設定します。管理するためというよりは、納めてもらうことによって、人を把握するというものです。長期にわたって納めていない場合、この墓地は管理者がいなくなつた、お祀りする人がいなくなつた、という部分をチェックするための手段です。

市役所：確かに重要なと思います。それを始めるにしても、今まで全く調査をしてなかつたので、今回調査をしてある程度管理する状態になってからの話だと思っています。現段階では連絡が取れないところが多いものですから。

研究班：市の予算として墓地管理の経費はどの程度なのでしょうか。

市役所：私が持っている資料ですが、ここ数年の墓園管理費は電気、水道、補修工事や近隣の木の伐採を含めた額は、平成 18 年度決算は 390 万円、平成 19 年度は 500 万円、平成 20 年度が 520 万円、平成 21 年度は工事などが少なかつたので 380 万円、平成 22 年度が 820 万円、平成 23 年度が 990 万円、平成 24 年度が 650 万円、平成 25 年度が 780 万円となっています。当市では納骨堂を運営していますから、そちらが古くなつて費用がかさむ状況になっています。

研究班：納骨堂ではどのぐらいの焼骨を保管していますか。

市役所：194 です。効率が悪い造りでして、本来はもっと納められると考えています。

研究班：納めておく期限はあるのですか。

市役所：ありません。

研究班：古いものは本当に古いのですか。

市役所：はい。

研究班：拝見させていただいている資料では確かに 194 区画になっていますが、納骨にはいろいろな形式があるようですね。仏壇のような形式を 1 つとカウントしていますから、その中に骨壺 6 体ぐらい納まっていると仮定すると、骨壺は 1,000 以上管理していることになります。194 というのはあくまでも管理している骨壺の数でしようか。

市役所：納骨堂の造りですが、一般的には 3 段ぐらいの棚になっていますが、当市では 1 段のところに小型の墓を建てるようなスタイルになっています。その中は空間が広いので、例えば一族を入れるのであれば骨壺が 5~6 体入れることもできますが、実際に中の数までは把握していません。

研究班：昭和 40 年代に建てられたわけですが、斬新ですね。

市役所：確かにそう言われます。ただ管理に困っていますし、今後耐震性の問題も出てきています。

研究班：ところで墓埋法では決まりがありますが、共同墓地で墓地管理者は決めていますか。

市役所：全く決めていません。

研究班：例えばこの地区の人が近隣の県などに越した場合、墓地を移すときに改葬の手続きをしますが、その許可というのはどなたがされているのでしょうか。

市役所：共同墓地は管理者がいないので、檀家さんであればお寺さんの証明書をもらって納骨証明ということで対応しています。

研究班：ちょっと気になったのですが、平成 16 年に造られたときも同じ考え方を取っていたわけですか。例えば、管理料を取るというのは。平成 16 年や平成 20 年ですよね。こういうとき管理料を取るというのは。なかなか簡単ではないでしょうけど。

市役所：当時の方はそういう考え方を持っていませんでした。新しいものに随時変更するのが正しいと考えています。他の市町村では行っているところがありますし、本来はやるべきだったと思います。

研究班：これだと造成したときの割った費用という感じですね。

市役所：まさにそれで算出しています。

研究班：基本的な話ですけど、墓地の経営許可は市では出されていますか。

市役所：平成 24 年度からは権限委譲で当市から出しています。部署はこちらです。

研究班：市では条例に載っている墓地しか管理されていないということで、共同墓地については一切何もしていないということですが、土地の所管はどこになるのですか。いわゆる市有地ということになると管財の部局になりますか。

市役所：合併する前の区域で許可を出しているところについては行政財産として出ていますが、それ以外は普通財産という形を取っています。管財からは、こちらで見るべきではないかという意見はあります。基本的には管財で、行政財産についてはこちらの環境推進課が持っています。

研究班：先ほど墓地の数は 13 とお話されました、14 が正しいわけですね。市内の墓地は新しいものもあり、平成 20 年に開設されたものもありました。14 カ所一つ一つを見ていくと、区画数が 100 ぐらいから 400 と、規模として小さな墓地が点在しています。一般的な公営墓地のイメージは、何万区画もの規模のものを造って効率的にマネジメントとするというイメージですが、理由があって 14 の墓地に点在しているのでしょうか。集計している事務担当者と議論になって、区画の数も少ないしこれはみなし公営墓地のことではないかと思いました。

市役所：確かに他の市町村の場合は大規模なものを造ると思いますが、うちの場合は最後の〇〇 第 1、第 2 期以外は基本的に開発のための墓地となります。当市では団地や国道、高校を造るときに、共同墓地を移動させ新しい市営墓地を造成します。例えば XX 墓地というのは、団地を造るときに出てきた墓地を整理するために造りました。開発を進めていった結果、小さな墓地が点在するようになったわけです。

研究班：大都市圏で何万区画の公営墓地をつくるのとは違い、ある意味で共同墓地のへその緒がついたままというか、尻尾がついた形でそれを移設する受け皿として公営墓地を造ったという経緯なのですね。

市役所：そういうことです。

研究班：非常によく分かりました。集計の際、14 の墓地があつてしまふ区画数が非常に小さく、造っている年次も比較的ばらばらに分かれていたので、何故だろうと思っていました。市の墓地の需要は、おおむね充足しているということでしょうか。

市役所：特に調べたわけではないのですが、基本的に古くから住む住民は皆さん墓地を持っていると考えられます。ただ現在の共同墓地よりも市営墓地の方が将来的に安心ということで、市営

墓地に入りたいという方が多いです。また外から仕事でこちらに越されてきた方たちは、墓地が必要になっています。

研究班：移動するとその共同墓地が空いてしまうわけですが、その整理の方法はいかがなさるのですか。

市役所：空いていく形になります。そこに入ってくるかというと、おそらく入らずにどんどん小さくなり、そのまま潰れていく共同墓地もあります。

研究班：資料を見ると個々のお墓の面積が 4.5 m^2 から $3\sim4\text{ m}^2$ になるなど、小さくなっていますが、これは需要が多いから区画を小さくして、より多くの方にという考え方があるのでしょうか。

市役所：考え方として昔みたいに立派な門があって、灯籠があってという大きなお墓は必要なくなっているのだと思います。本家などが少なくなってきたから、家の体を保つための立派な墓をつくる人が少なくなっています。個人的には 2.7 m^2 でも大きいと思っていますし、実際に造るとなればもっと小さくなります。それとここにあるお墓はほとんど従来型というか、墓石がある普通の形のお墓です。特に規格でこういう形というのは決まっていませんが、皆さんは石材店との話し合いで造られています。こちらでも若干洋風が出てきていますが、9割ほどは従来型になっていると思います。

研究班：ところでお墓に納める時は、お骨は壺のままでですか、それとも出されますか。

市役所：壺のままで入れる形だと思います。火葬の際のお骨上げの時に全てのお骨を壺には入れません。骨壺も昔に比べれば最近は小さくなったという話は聞いています。直径 $20\sim25\text{cm}$ の壺だと思います。

研究班：東京などでは全部納めますから、直径 7 寸ぐらいが一般的です。

市役所：今でも全部を集めるのですか。東京ほど小さいと思いました。

研究班：日本の世帯員数がどんどん小さくなっています。今は平均で 2.5 人ぐらいでしょうか。東京は若干増えているとの統計があります。世帯員数が少なくなっているということで、合葬型といいますか、後の人気がお墓の面倒を見なくていい施設の整備状況はどうなっていますか。

市役所：今回も市議会、一般質問で、将来のニーズに応えた墓地についてという質問がありました。ここ最近はそういう質問が増えています。最終的には墓地は公が管理し、世代交代が必要ない管理型の合葬納骨堂がよりよいと考えています。個人的には利用する人たちの管理も草刈りも必要ない墓地が望ましいです。今の段階では、墓地の返還の数と使用者の数が一緒であれば、当面はそのままと考えています。

研究班：市の人口は増える傾向なのでしょうか。

市役所：商店街などが新たに形成されていますので、当市の人口は若干増えています。

研究班：世帯の規模（世帯員数）が少なくなったときに、いわゆる本家筋からのお墓ではなく、小さな世帯で分かれて別途のお墓を持ちたいという話はありますか。

市役所：そういう部分もあります。それと先ほど言ったように、共同墓地から市営墓地に移りたいというものです。こちらからお聞きしますが、こういう場合はやはり合葬墓や納骨堂を設ける市町村が多いのですか。また使用期限などはどうなっているのでしょうか。

研究班：納骨堂は 30 年後という基準が一つあって、30 年後に引き継いでいく者はそのときに使用料を払えばいいという形です。一時、30 年とか 10 年という数字がいろいろ飛び交ったのです

が…。また最近は新聞やテレビなどでもよく取り上げられますが、墓石の代わりに樹木を墓碑にする合祀型の墓地などもあります。近年の自然志向に伴って申し込む方も増えています。

市役所：増えているといつても、実際どのくらいあるのですか。

研究班：倍率で 30 倍ぐらいです。ある市で、平成 19 年に造成し 24 年には満杯になって終了しました。これは同じ募集枠でも、生前の申し込みの募集枠設けたためです。すでにお骨があつて申し込んでこられる倍率は 0.7 倍とか、高くて 2.4 倍ぐらいです。ところが生前の申込みは 30 倍前後もあります。こうした合葬式墓所は帳簿上では、満杯なのに実際に施設の中は空きだらけです。これは大変な話です。70 歳、80 歳の高齢のご夫婦がお墓を持ってないから申し込んでいます。この部分の高齢化もすごいのです。結局継ぐ人がいないということもありますし、生前で申し込んでいる人たちも若いわけではなく、年配の人が多いわけです。普通なら 50 歳や 60 歳で考えると思いますが、70 歳、80 歳になって「2 人だけなので何とか当ってくれませんか」という切実な状況の人がいるのは確かです。

というのも、日本の高度経済成長期に地方から出てきて、田舎には兄の墓はあるが、そちらに入れないということです。疎遠になっていることも一因かも知れません。また高齢化ということで、焼骨の管理や法要する期間についても、今は日本人の平均余命は 80 歳とか、女性だと 90 歳近くになります。そうすると、その息子さんたちは 70 歳、若くとも 60 歳ぐらいです。我々の感覚だとお骨の弔い上げは 33 年は管理しなくてはいけないと思いますが、実質的に 70 歳の人が 90 歳のお骨を納めたら、できても 17 回忌が精一杯です。20 年法要をやれるかどうか怪しいです。下手をすると 10 年で目一杯かもしれません。お寺さんはみんな口を揃えて、今は 33 回忌までやるような人はいませんと言います。そういう意味では、使用料を有期限としている公営墓地は昔から 30 年間管理しますと謳うところが多いですが、再検討が求められるのではないでしょうか。それともう一つ、市の条例ないし施行規則の中で、墓地の設置基準や施行基準はどう定めておられますか。

市役所：うちでは条例や要綱は作っていませんが、書類を出させていただきます。10 条の 2 項です。使用許可を受けた墓地に碑石、形像類を建立するときにはあらかじめ市長に申請し、その承認を得なければならない。具体的には、立面図を出してもらいます。

市役所：期限付きの使用許可は何年程度が適切だと思いますか。先ほどは 10 年ぐらいで 30 年は長いと。

研究班：おおむね 30 年です。合葬系のものは地下 2 階建てにして、20 年間だけ骨壺で保管をして、そのあとは合祀するという形。ですから、20 年が正しいかどうか分からぬですが、一時は 10 年間でまた見直すべきではないかという議論もありました。先程も言いましたように、90 歳を 70 歳が見れば 10 年とか 20 年になるので、改めて方法も見直す必要があるかもしれません。今後変わっていくと思います。

市役所：こちらでは他のものを参考にしながら、何年がいいかいろいろと考えています。長いところでおおむね 20 年から、せいぜい 30 年ですね。

研究班：確かに次の世代の人たちが 80 歳で、60 歳で見ると、20 年ぐらいなのかもしれません。それらを考えていく時代になってきたかもしれません。ですから管理料を何らかの形でうまく取り入れていかないと、これからますます絡みにくくなる可能性はあります。無縁化などを防ぐた